

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

規 則	ページ
秋田県行政組織規則の一部を改正する規則(六四・総務課).....	1
秋田県チーム設置規則の一部を改正する規則(六五・総務課).....	16
地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則(六六・人事課).....	16
秋田県財務規則の一部を改正する規則(六七・財政課).....	16
訓 令	
許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令(一一・総務課).....	20
秋田県行政者査規程等の一部を改正する訓令(一二・総務課).....	36
秋田県公印取扱規程の一部を改正する訓令(一三・総務課).....	38
秋田県事務決裁規程の一部を改正する訓令(一四・人事課).....	39
秋田県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令(一五・労働委員会事務局審査課).....	51
秋田県、秋田県議会、秋田県監査委員、秋田県人事委員会、秋田海区漁業調整委員会訓令	
秋田県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令(一・人事課).....	52
公営企業管理規程	
秋田県企業局組織規程の一部を改正する規程(一一・企業局総務課).....	52

規 則

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年五月六日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第六十四号

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県行政組織規則(昭和五十六年秋田県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条の三」を「第十九条の二」に、「自治研修所」を「消防学校」に、「第四款及び第五款 削除」を「第四款 自治研修所(第二十二条・第二十三条)」に、「第六款 県立大学(第二十九条 第三

除 第六款 県立大学(第二十九条 第三十条の五) 第六款の二 衛生科学研究所(第三十条の六 第三十条の八) 第六款の三 環境センター(第三十条の九・第三十条の十) 第六款の四 総合食品研究所(第三十条の十一 第三十条の十四) 第六款の五 農業試験場(第三十条の十五 第三十条の十八) 第六款の六 果樹試験場(第三十条の十九 第三十条の二十二) 第六款の七 畜産試験場(第三十条の二十三 第三十条の二十五) 第六款の八 水産振興センター(第三十条の二十六 第三十条の二 第六款の九 森林技術センター(第三十条の二十九 第三十条の三 第六款の十 産業技術総合研究センター(第三十条の三十一 第三

に、「第二十四款から第二十六款まで 削除」に、「第二十七款 衛生科学研究所(第八十一条 第八十三条) 第二十八款 削除」に、「第二十八款から第二十八款まで 削除」に改め、「第三十四款の二 環境センター(第二百二条の二・第二百二条の三)」を削り、「総合食品研究所(第二百二十五条 第

百二十八条)」を「削除」に、

第四十六款 農業試験場(第三百三十五条 第四百四十一) 第四十七款 果樹試験場(第四百四十一条 第四百四十七) 第四十七款の二 花き種苗センター(第四百四十四

条)

削除

削除

「第四十五款 花き種苗センター(第三百三十一条・第四款)を「第四十六款及び第四十七款 削除
の二・第四百四十四条の三)」

「第四十九款 畜産試験場(第四百四十八条 第五百十条) 第五十款から第五十四款まで 削除
第五十五款 水産振興センター(第六百六十五条 第六百七
百三十二条)に、
第五十六款から第六十款まで 削除
第六十一款 森林技術センター(第八百八十条 第八百八十三
条) 第六十二款 削除

を「第四十九款から第六十二款まで 削除」に、「第六十六款 福岡事務所

(「第九百九十四条・第九百九十五条」を「第六十六款 福岡事務所(第九百九十四条・第
百九十五条)
第六十六款の二 東京産業観光センター(第
百九十五条)
第六十八款 工業技術センター(第
百九十五条の二・第九百九十五条の三)」に、
第六十八款の二 高度技術研究所(第
九百九条 第二百二条)
を「第六十八款 削除」に、「流域下水道事務
所」を「秋田中央道路建設事務所」に、「秋田中央道路建設事務所」を「流域下水道
事務所」に、「港湾事務所」を「砂子沢ダム建設事務所」に、「第二百三十条」を
「第七十八款 削除
第七十九款 砂子沢ダム建設事務所(第二百三十五条 第
二百三十七条)を「第七十八款 港湾事務所(第二百三十二条 第二百三十四
条)に改める。
第三條第一項中「部に」を「部等に」に改め、「及びセンター」を削り、同項の表
総務部の項中「総務部」を「知事公室」に改め、財政課を削り、「総務事務セン

ター」を「分権改革推進室」に改め、同表企画振興部の項中「企画振興部」を「総務
「総合政策課」を
企画部」に、「総合政策課」を
人事課 情報企画課
財政課 に改め、及び「市町村
統計課
税務課」を削り、同項の次に次のように加える。

<p>学術国際部</p> <p>学術国際政策課 科学技術課 試験研究推進課 情報企画課 調査統計課</p>	<p>「道路建設課 道路環境課 河川課 砂防課」</p> <p>「道路課 河川砂防課」</p>
---	---

第三条第一項の表生活環境文化部の項中「県民文化政策課」を「県民文化政策課
一 地域活動支援室」に、「環境政策課」を「環境あきた創造課」環境管理室」に改
め、同表産業経済労働部の項中「商工業振興課」を「商工業振興課一 誘致企業室」
「道路建設課
道路環境課
河川課
砂防課」
に改め、同表建設交通部の項中
「道路課
河川砂防課」
に改め、同表第二項
中「企画振興部」を「総務企画部」に改め、同項の表学術国際局の項を削る。
第四条第二項中「課を」を「課及びセンターを」に、「管財課」を「管財課
総務事務セン
ター」に改める。

「第四条の二中「並びに同表」を「及び同表」に改め、「及びセンター」を削り、
「課に」を「課及びセンターに」に、「室又はセンター」を「センター又は室」に改
める。
第五条の見出し及び同条第一項中「総務部各課」を「知事公室各課」に改め、同項
総務課の項中第二十三号から第二十五号までを削り、第二十六号を第二十三号とし、
同項第二十七号中「部」を「知事公室」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項第
二十八号中「部内各課」を「知事公室各課」に改め、同号を同項第二十五号とし、同
項第二十九号を同項第二十六号とし、同条第一項人事課の項から税務課の項までを削
り、同条第二項中「総務課総務事務センター」を「総務課分権改革推進室」に、「第

二十三号から第二十五号まで」を「第七号」に改める。
 第六条の見出し及び同条第一項中「企画振興部各課」を「総務企画部各課」に改め、同項総合政策課の項第五号中「部」を「部局」(第三条第一項の表の上欄に掲げる部等及び第四条第一項に規定する出納局をいう。以下同じ。)(に改め、同項の次に次のように加える。

人事課

- 一 職員の任免に関する事。
- 二 職員の分限、懲戒及び服務に関する事。
- 三 職員の給与その他の勤務条件に関する事。
- 四 職員の階級制及び試験に関する事。
- 五 職員の研修及び能力開発に関する事。
- 六 職員の勤務成績に関する事。
- 七 職員の定数に関する事。
- 八 決裁権限に関する事。
- 九 職員の公務災害補償に関する事。
- 十 職員の福利厚生に関する事。
- 十一 職員の健康管理に関する事。
- 十二 恩給に関する事。
- 十三 職員の児童手当に関する事。
- 十四 総務事務の効率化の推進に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- 十五 職員団体にに関する事。
- 十六 地方職員共済組合に関する事。
- 十七 職員の互助団体にに関する事。
- 十八 職員の褒章に関する事。
- 十九 自治研修所に関する事。

財政課

- 一 県財政の計画及び調査に関する事。
- 二 歳入歳出予算に関する事。
- 三 前二号に掲げるもののほか、県財政に関する事。
- 四 当せん金付証券の発売に関する事。
- 五 議会に関する事。

税務課

- 一 県税に関する調査及び企画に関する事。
- 二 県税に関する不服申立て及び訴訟に関する事。

三 県税の犯則取締りに関する事。
 四 前三号に掲げるもののほか、県税に関する事。
 五 市町村の税務に係る助言等に関する事。
 第六条第一項情報企画課の項から科学技術課の項までを削り、同条第一項大会総務課の項第四号中「国体・障害者スポーツ大会局内各課」を「国体・障害者スポーツ大会局各課」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。
 (学術国際部各課の所掌事務)

第六条の二 学術国際部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

学術国際政策課

- 一 部内の主要施策の企画及び調整に関する事。
- 二 他の部局との事業執行上の調整に関する事。
- 三 高等教育に関する事。
- 四 高等教育機関の連携に関する事。
- 五 私立学校に関する事。
- 六 国際教養大学に関する事。
- 七 留学生交流に関する事。
- 八 国際交流に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- 九 地域の国際化の推進に関する事。
- 十 国際理解及び国際協力に関する事。
- 十一 在外県人会に関する事。
- 十二 通訳案内業に関する事。
- 十三 部の広報、広聴等に関する事務の処理に関する事。
- 十四 部内各課の連絡調整に関する事。

科学技術課

- 一 科学技術の振興に関する総合的な施策の策定及び推進に関する事。
- 二 県立大学と関係機関との施策及び研究の調整に関する事。
- 三 研究開発の成果の普及に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- 四 大学等の研究に係る国際交流に関する事。
- 五 県立大学に関する事。

試験研究推進課

- 一 試験研究機関の試験研究に関する総合的な施策の策定及び推進に関する事。
- 二 試験研究機関の評価及び改革に関する事(他の所管に属するものを除く。)

三 試験研究機関の試験研究の成果の普及に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

四 知的財産に関すること。

五 衛生科学研究所に関すること。

六 環境センターに関すること。

七 総合食品研究所に関すること。

八 農業試験場に関すること。

九 果樹試験場に関すること。

十 畜産試験場に関すること。

十一 水産振興センターに関すること。

十二 森林技術センターに関すること。

十三 産業技術総合研究センターに関すること。

情報企画課

一 高度情報化の推進に関すること。

二 地域情報化施策の企画、調整及び推進に関すること。

三 行政情報化施策の企画、調整及び推進に関すること。

四 給与、統計調査等のシステムの管理及び調整に関すること。

五 情報化に係る知識の普及及び指導に関すること。

六 情報通信ネットワークの運営及び調整に関すること。

調査統計課

一 国勢調査その他の統計調査に関すること。

二 県民経済計算その他の統計分析に関すること。

三 統計事務の指導及び調整に関すること。

四 統計資料の収集及び刊行に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、統計情報の利用及び普及に関すること。

第七条福祉政策課の項第二号中「他部」を「他の部局」に改め、同条健康対策課の項第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号を第十八号とする。

第八条県民文化政策課の項第二号中「他部」を「他の部局」に改め、同条環境政策課の項中「環境政策課」を「環境あきた創造課」に改め、第七号を削り、第六号を第十号とし、第二号から第五号までを四号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の四号を加える。

二 環境の保全に関する活動の促進に関すること。

三 環境の保全に関する教育の充実に関すること。

四 リサイクル製品の利用の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

五 地球温暖化対策に関すること。
第八条に次の二項を加える。

2 県民文化政策課地域活動支援室は、県民文化政策課の所掌事務のうち第八号から第十一号まで及び第二十二号に掲げる事務を分掌する。

3 環境あきた創造課環境管理室は、環境あきた創造課の所掌事務のうち第六号から第十号までに掲げる事務を分掌する。

第九条第一項農林政策課の項第二号中「他部」を「他の部局」に改め、同条第一項流通経済課の項第十六号を削り、同条第一項農畜産振興課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、第十九号及び第二十二号を削り、第二十一号を第十八号とし、第二十二号を第十九号とし、第二十三号を削り、同条第一項水産漁港課の項第二十四号を削り、同条第一項秋田入ぎ振興課の項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とする。

第十一条第一項産業経済政策課の項第二号中「他部」を「他の部局」に改め、同項中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号を第二十二号とし、第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 東京産業観光センターに関すること。

第十一条第一項商工業振興課の項中第十七号及び第十八号を削り、第十九号を第十七号とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 商工業振興課誘致企業室は、商工業振興課の所掌事務のうち第十二号から第十六号までに掲げる事務を分掌する。

第十二条建設交通政策課の項第二号中「他部」を「他の部局」に改め、同条道路建設課の項中「道路建設課」を「道路課」に改め、同項第二号中「（道路環境課の所管に属するものを除く。）」を削り、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、「建設」の下に「及び管理」を加え、同号を同項第十号とし、同項第三号の次に次の六号を加える。

四 道路の維持及び修繕に関すること。

五 路線の認定、廃止及び変更に関すること。

六 道路の区域の決定及び変更に関すること。

七 道路災害復旧事業の施行に関すること。

八 車両制限に関すること。

九 市町村等の行う道路事業の指導及び監督に関すること。

第十二条道路環境課の項を削り、同条河川課の項中「河川課」を「河川砂防課」に改め、同項第一号中「及び海岸」を「海岸、砂防、地すべり防止及び急傾斜地崩壊防止」に改め、同項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、第十七号を第二十号とし、同項第十六号中「及び海岸」を

「、海岸、砂防、地すべり防止及び急傾斜地崩壊防止」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第十四号の次に次の四号を加える。

十五 砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域等の指定及び管理に關すること（他の所管に屬するものを除く。）。

十六 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び雪崩防止施設に關する工事の施行に關すること（他の所管に關するものを除く。）。

十七 市町村等の行う河川事業、砂防事業、地すべり防止事業及び急傾斜地崩壊防止事業の指導及び監督に關すること（他の所管に屬するものを除く。）。

十八 土砂災害の予報及び警報その他土砂災害対策に關すること。

第十二条砂防課の項を削る。

第十三条の見出し及び同条中「出納局各課」を「出納局の各課及びセンター」に改め、同条会計課の項第一号中「及び福岡事務所」を「福岡事務所及び東京産業観光センター」に改め、同項第十七号中「局内各課」を「局内の各課及びセンター」に改め、同項第十八号中「課」の下に「及びセンター」を加え、同条管財課の項の次に次のように加える。

総務事務センター

一 給与の支出に關すること。

二 集中処理に係る旅費の支出に關すること。

三 支出命令（前二号に掲げる事務に係るものに限る。）の審査に關すること。

第十四条第一項の表中

部	課	を	部等	課室
---	---	---	----	----

に改め、同表秋田県地方独立行政法人評価委員会の項から秋田県国民保護協議会の項までの規定中「総務部」を「知事公室」に改め、同表秋田県固定資産評価審議会の項中「企画振興部」を「総務企画部」に、「市町村課」を「税務課」に改め、同表秋田県私立学校審議会の項中「企画振興部」を「学術国際部」に改め、同表秋田県環境審議会の項中「環境政策課」を「環境あきた創造課」に改め、同表秋田県情報公開審査会の項及び秋田県個人情報保護審査会の項中「総務部」を「知事公室」に改め、同表秋田県特別職報酬等審議会の項から秋田県公務災害補償等審査会の項までを削り、同表秋田県総合開発審議会の項及び秋田県政策評価委員会の項中「企画振興部」を「総務企画部」に改め、同項の次に次のように加える。

秋田県特別職報酬等審議会条例 （昭和三十九年秋田県条例第八十

秋田県特別職報酬等審議会

三号）第二条の規定による県議会議員の報酬の額並びに知事、副知事及び出納長の給料の額についての審議に關する事務

総務企画部

人事課

秋田県公務災害補償等認定委員会

議会の議員その他非常勤の職員が公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年秋田県条例第四十一号）第四条第一項の規定による同条例第三条第三項に規定する公務災害の認定についての意見の答申に關する事務

総務企画部

人事課

秋田県公務災害補償等審査会

議会の議員その他非常勤の職員が公務災害補償等に関する条例第十九条第一項の規定による同条例第十八条第二項に規定する公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に対する不服申立ての審査及び裁定に關する事務

総務企画部

人事課

第十四条第一項の表秋田県立大学運営協議会の項中「企画振興部」を「学術国際部」に改め、同表秋田県公害審査会の項及び秋田県環境影響評価審査会の項を削り、同表秋田県リサイクル製品認定審査委員会の項中「環境政策課」を「環境あきた創造課」に改め、同項の次に次のように加える。

秋田県公害審査会	秋田県公害紛争処理条例（昭和四十五年秋田県条例第五十号）第二条の規定による公害紛争処理法（昭和四十五年法律第八十号）第十四条に規定する公害に係る紛争についてのおつせん、調停及び仲裁その他その権限に屬させられた事項に關する事務	生活環境文化部	環境あきた創造課環境管理室
----------	--	---------	---------------

秋田県環境影響評価審査会	秋田県環境影響評価条例(平成十二年秋田県条例第三十七号)第三十七条の規定による環境影響評価、事後調査等に関する技術的な事項の調査審議等に関する事務	生活環境文化部	環境あきた創造課環境管理室
--------------	---	---------	---------------

第十四条第一項の表秋田県水防協議会の項中「河川課」を「河川砂防課」に改める。

第十五条中「自治研修所」「消防学校」を「消防学校」に、「県立大学」を「県立大学」「自治研修所」を「自治研修所」に、「県立大学」を「県立大学」「自治研修所」を「自治研修所」に、「県立大学」を「県立大学」

衛生科学研究所
環境センター
総合食品研究所
農業試験場
果樹試験場
畜産試験場
水産振興センター
森林技術センター
産業技術総合研

に改め、「衛生科学研究所」、「環境センター」、「総合食品研究

究センター」

「農業試験場」及び「畜産試験場」を削り、「福岡事務所」を「福岡事務所」に改め、「果樹試験場」を削り、「森林技術センター」を削り、「東京産

業観光センター」に改め、「工業技術センター」を削り、「高度技術研究所」を削り、「流域下水道事務所」を削り、「秋田中央道路建設事務所」を削り、「港湾事務所」を削り、「砂子沢ダム建設事務所」を削り、「

「秋田中央道路建設事務所」を削り、「流域下水道事務所」を削り、「砂子沢ダム建設事務所」を削り、「港湾事務所」を削り、「

に改める。

第十五条の四第三項の表北秋田地域振興局建設部の項中「北秋田郡田代町」を「大館市」に改める。

第十五条の七第一項企画福祉課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、第十四号を削り、第十五号を第十三号とし、第十六号から第二十四号までを二号ずつ繰り上げ、同条第三項中「並びに北秋田郡比内町及び田代町」を削り、同条第六項中「第一項試験検査課の」を「第一項試験検査課の項に規定する」に、「同項試験検査課の項第三号」を「同項第三号」に改める。

第十五条の八第一項農林企画課の項第二十七号中「部内各課」を「部内各課所」に改め、同項第二十八号中「課」を「課所」に改める。

第十五条の九第一項企画道路課の項第十一号中「部内各課」を「部内各課所」に改め、同項第十二号中「課」を「課所」に改める。

第十五条の十第一号(二)中「並びに北秋田郡比内町及び田代町」を「の区域」に改め、同号(三)中「並びに北秋田郡比内町及び田代町」を削り、「係る」を「所在する」に、「並びに証紙」を「の管理」に改め、同号に次のように加える。

(四) 大館市の区域に係る証紙に関する(他の所管に属するものを除く)。

第十五条の十第二号中「並びに北秋田郡比内町及び田代町」を削り、同条第三号中「並びに北秋田郡比内町及び田代町」を「の区域」に改める。

第十八条を次のように改める。

(事務)
第十八条 東京事務所は、次の事務を行う機関とする。

- 一 県政の課題についての調査並びに情報の収集及び提供に関すること。
- 二 中央官庁等との連絡調整に関すること。
- 三 東京都の区域に所在する公有財産の管理に関すること。
- 四 第十九条の二中「及び産業観光センター」を削る。
- 五 第十九条の三を削る。

第二章第三節第三款から第五款までを削り、同節第五款の二中第二十八条の二を第二十条とし、第二十八条の三を第二十一条とし、同款を同節第三款とし、同款の次に次の二款を加える。

第四款 自治研修所

(事務)
第二十二条 自治研修所は、県及び市町村の職員の研修を行う機関とする。

(名称及び位置)
第二十三条 自治研修所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
秋田県自治研修所	潟上市天王字追分西二十九番地の七十六

第五款 削除

第二十四条から第二十八条まで 削除

第二章第三節第六款の次に次の九款を加える。

第六款の二 衛生科学研究所

(事務)

第三十条の六 衛生科学研究所は、県民の保健衛生の向上に関する試験検査及び調査研究を行う機関とする。

(名称及び位置)

第三十条の七 衛生科学研究所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
秋田県衛生科学研究所	秋田市千秋久保田町六番六号

(内部組織)

第三十条の八 衛生科学研究所に、次の部を置く。

健康管理部

微生物部

理化学部

第六款の三 環境センター

(事務)

第三十条の九 環境センターは、次の事務を行う機関とする。

- 一 環境の保全に関する施策の策定に必要な調査研究に關すること。
- 二 環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適切に実施するために必要な監視等に関すること。
- 三 環境の保全に関する情報の提供に關すること。

(名称及び位置)

第三十条の十 環境センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称

位 置

秋田県環境センター	秋田市山王三丁目一番一号
-----------	--------------

第六款の四 総合食品研究所

(事務)

第三十条の十一 総合食品研究所は、食品加工業及び酒類製造業の振興並びに農水産業の振興に資するため、次の事務を行う機関とする。

- 一 農水産物等の食品の加工及び酒類の製造に関する技術の研究開発に關すること。
- 二 民間企業等による前号の研究開発等に対する支援に關すること。
- 三 農水産物等の食品の加工及び酒類の製造に関する知識及び技術の普及指導及び研修に關すること。

(名称及び位置)

第三十条の十二 総合食品研究所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
秋田県総合食品研究所	秋田市新屋町字砂奴寄四番地の二十六

(内部組織)

第三十条の十三 総合食品研究所に、総務管理課、食品加工研究所及び醸造試験場を置く。

(所掌事務)

第三十条の十四 総務管理課、食品加工研究所及び醸造試験場の所掌事務は、次のとおりとする。

総務管理課

- 一 公印の管守に關すること。
- 二 人事、給与、文書及び財務に關すること。
- 三 公有財産の管理に關すること。
- 四 第三十条の十一各号に掲げる事務の企画及び総合調整に關すること。
- 五 食品加工研究所及び醸造試験場との連絡調整に關すること。
- 六 食品加工研究所及び醸造試験場の所管に屬しない事務に關すること。

食品加工研究所

- 一 農水産物等の食品の加工に関する技術の研究開発に關すること。
 - 二 民間企業等による前号の研究開発等に対する支援に關すること。
 - 三 農水産物等の食品の加工に關する知識及び技術の普及指導及び研修に關すること。
- 醸造試験場

- 一 酒類の製造及び酒類製造用原材料並びに生物機能に關する技術の研究開発に關すること。
 - 二 民間企業等による前号の研究開発等に対する支援に關すること。
 - 三 酒類の製造及び酒類製造用原材料並びに生物機能に關する知識及び技術の普及指導及び研修に關すること。
- 第六款の五 農業試験場

(事務)

第三十条の十五 農業試験場は、農業生産の増大及び農業経営の改善を図るため、農業に關する試験研究及び研究成果の普及を行つ機關とする。

(名称及び位置)

第三十条の十六 農業試験場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
秋田県農業試験場	秋田市雄和相川字源八沢三十四番地の一

(内部組織)

第三十条の十七 農業試験場に、次の部を置く。

- 企画管理部
 - 技術普及部
 - 経営計画部
 - 作物部
 - 原種生産部
 - 野菜・花き部
 - 生産環境部
- (所掌事務)
- 第三十条の十八 農業試験場各部の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 企画管理部
- 一 公印の管守に關すること。
- 二 人事、給与、文書及び財務に關すること。

- 三 公有財産の管理に關すること。
 - 四 農業の研究課題の連絡調整に關すること。
 - 五 農業に關する研究資料の収集に關すること。
 - 六 農業に關する研究の広報並びに情報の管理及び提供に關すること。
 - 七 果樹試験場及び畜産試験場との試験研究に關する連絡調整に關すること。
 - 八 各部の連絡調整に關すること。
 - 九 他の部の所管に屬しない事務に關すること。
- 技術普及部

- 一 協同農業普及事業、農村青少年の育成及び農村生活の改善に關すること(他の所管に屬するものを除く。)
 - 二 普及指導員の研修に關すること。
 - 三 農業の担い手育成のための研修に關すること。
 - 四 研究成果の実証試験に關すること。
- 経営計画部

- 一 農業経営の改善についての調査及び研究に關すること。
 - 二 農村生活の改善についての調査及び研究に關すること。
 - 三 農村の定住促進及び農畜産物の流通販売対策についての調査及び研究に關すること。
 - 四 農作業の機械化並びに農業用の施設及び装置についての試験研究に關すること。
- 作物部

- 一 水稻及び畑作物の品種改良の試験研究に關すること。
 - 二 水稻及び畑作物の栽培法の改善並びに田畑の高度利用についての試験研究に關すること。
 - 三 水稻及び畑作物の品質向上のための試験研究に關すること。
- 原種生産部
- 水稻及び畑作物の原原種及び原種の生産等に關すること。
- 野菜・花き部
- 一 野菜、花き等の品種改良の試験研究に關すること。
 - 二 野菜、花き等の栽培法の改善及び水稻との複合化技術についての試験研究に關すること。
 - 三 野菜、花き等の品質向上のための試験研究に關すること。
 - 四 野菜、花き等の施設における栽培環境及び病害虫の防除等の試験研究に關すること。
 - 五 ウイルスフリー種苗その他の優良種苗の作出に關すること。

生産環境部

- 一 水田畑地における環境保全についての試験研究に関すること。
- 二 水田畑地の土壌の試験研究に関すること。
- 三 水田畑地の施肥の試験研究に関すること。
- 四 病害虫の生態、防除及び農薬残留の試験研究に関すること(他の所管に属するものを除く。)

第六款の六 果樹試験場

(事務)

第三十条の十九 果樹試験場は、果樹の生産増大及び果樹経営の改善を図るため、果樹に関する試験研究を行う機関とする。

(名称及び位置)

第三十条の二十 果樹試験場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
秋田県果樹試験場	平鹿郡平鹿町醍醐字街道下六十五番地

(内部組織)

第三十条の二十一 果樹試験場に、次の部を置く。

管理部

栽培部

環境部

(分場)

第三十条の二十二 果樹試験場の事務を分掌させるため、分場を置く。

2 分場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
秋田県果樹試験場鹿角分場	鹿角市花輪字小坂野三番地の十二
秋田県果樹試験場天王分場	潟上市天王字鶴沼台四十三番地

第六款の七 畜産試験場

(事務)

第三十条の二十三 畜産試験場は、家畜及び家きんの改良繁殖並びに畜産経営の改善を図るため、畜産に関する試験研究を行う機関とする。

(名称及び位置)

第三十条の二十四 畜産試験場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
秋田県畜産試験場	大仙市神宮寺字海草沼谷地十三番地の三

(内部組織)

第三十条の二十五 畜産試験場に、次の部を置く。

管理部

飼料・環境部

大家畜部

中小家畜部

家畜繁殖部

第六款の八 水産振興センター

(事務)

第三十条の二十六 水産振興センターは、水産業の振興を図るため、次の事務を行う機関とする。

一 水産に関する知識及び技術の普及指導及び研修に関すること。

二 水産に関する調査及び試験研究に関すること。

三 水産種苗の生産及び供給に関すること。

(名称及び位置)

第三十条の二十七 水産振興センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
秋田県水産振興センター	男鹿市船川港台島字鶴ノ崎八番地の四

(内部組織)

第三十条の二十八 水産振興センターに、次の部を置く。

企画管理部

海洋資源部

資源増殖部

内水面利用部

第六款の九 森林技術センター

(事務)

第三十条の二十九 森林技術センターは、森林の有する公益的機能の維持増進及び林業の振興を図るため、次の事務を行う機関とする。

- 一 森林の保全及び林業に関する知識及び技術の普及指導及び研修に関すること。
- 二 森林の保全、林業及び森林資源の利用に関する試験研究に関すること。
- 三 林木の育種事業に関すること。

(名称及び位置)

第三十条の三十 森林技術センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
秋田県森林技術センター	秋田市河辺戸島字井戸尻台四十七番地の二

(内部組織)

第三十条の三十一 森林技術センターに、次の部を置く。

- 企画管理部
- 森林環境部
- 資源利用部

第六款の十 産業技術総合研究センター

(事務)

第三十条の三十二 産業技術総合研究センターは、工業の振興を図り、及び工業の振興のための基盤となる高度技術(技術革新の進展に即応した高度な工業技術をいう。以下この款において同じ。)の発展に資するため、次の事務を行う機関とする。

- 一 工業に関する知識及び技術の普及指導並びに研修に関すること。
- 二 工業技術の研究開発及びその成果の普及に関すること。
- 三 民間企業等による前号の研究開発等に対する支援に関すること。

(名称及び位置)

第三十条の三十三 産業技術総合研究センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
秋田県産業技術総合研究センター	秋田市新屋町字砂奴寄四番地の二十一

(内部組織)

第三十条の三十四 産業技術総合研究センターに、総務企画部、工業技術センター及び高度技術研究所を置く。

(所掌事務)

第三十条の三十五 総務企画部、工業技術センター及び高度技術研究所の所掌事務は、次のとおりとする。

総務企画部

- 一 公印の管守に関すること。
- 二 人事、給与、文書及び財務に関すること。
- 三 公有財産の管理に関すること。
- 四 第三十条の三十二各号に掲げる事務の企画及び総合調整に関すること。
- 五 特許等に関する情報の提供に関すること。
- 六 工業技術センター及び高度技術研究所の所管に属しない事務に関すること。

工業技術センター

- 一 工業に関する知識及び技術の普及指導並びに技術者の研修に関すること。
- 二 工業に関する試験研究に関すること。

高度技術研究所

- 一 高度技術の研究開発及びその成果の普及に関すること。
- 二 民間企業等による前号の研究開発等に対する支援に関すること。
- 三 研修等による高度技術を有する人材の育成に関すること。

第二十四章第二十四款から第二十八款までを次のように改める。

第二十四款から第二十八款まで 削除

第七十一条から第八十五条まで 削除

第二章第三節第三十四款の二を削る。

第二章第三節第四十三款を次のように改める。

第四十三款 削除

第二百二十五条から第二百二十八条まで 削除

第二章第三節第四十五款から第四十七款までを削り、同節第四十七款の二中第四百四十四条の二を第三百三十一條とし、第四百四十四条の三を第三百三十二條とし、同款を同節第四十五款とし、同款の次に次の二款を加える。

第四十六款及び第四十七款 削除

第三百三十三条から第四百四条まで 削除

第二章第三節第四十九款から第六十二款までを次のように改める。

第四十九款から第六十二款まで 削除

第四百四十八条から第四百八十六条まで 削除

第二章第三節第六十六款の次に次の一款を加える。
第六十六款の二 東京産業観光センター

(事務)

第九十五条の二 東京産業観光センターは、次の事務を行う機関とする。

- 一 産業に関する情報の収集に関すること。
- 二 県産品及び観光の宣伝、紹介、あつせん等に関すること。
- 三 県外に居住する求職者の県内への就職の促進等に関すること。
- 四 就職者の援護に関すること。

(名称及び位置)

第九十五条の三 東京産業観光センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
秋田県東京産業観光センター	東京都千代田区有楽町二丁目十番一号

第二章第三節第六十八款を次のように改める。

第六十八款 削除

第九十九条から第二百一条まで 削除

第二章第三節第六十八款の二を削る。

第二章第三節第七十六款を削り、同節第七十五款中第二百二十四条を第二百二十七条とし、第二百二十三条を第二百二十六条とする。

第二百二十二条第一項中「次に掲げる」を「次の」に改め、同条第二項中「前項の」を「前項各号に掲げる」に改め、同条を第二百二十五条とする。

第二章第三節第七十五款を同節第七十六款とし、同節第七十四款の次に次の一款を加える。

第七十五款 秋田中央道路建設事務所

(事務)

第二百二十二条 秋田中央道路建設事務所は、秋田中央道路の建設を行う機関とする。

(名称及び位置)

第二百二十三条 秋田中央道路建設事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置

秋田県秋田中央道路建設事務所

秋田市手形住吉町一番九号

第二百二十四条 削除

第二章第三節第七十八款を削り、同節第七十七款中第二百三十条を第二百三十四条とし、第二百二十九条を第二百三十三条とし、第二百二十八条を第二百三十二条とし、同節中同款を第七十八款とし、第七十六款の次に次の一款を加える。

第七十七款 砂子沢ダム建設事務所

(事務)

第二百二十八条 砂子沢ダム建設事務所は、砂子沢ダムの建設を行う機関とする。

(名称及び位置)

第二百二十九条 砂子沢ダム建設事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
秋田県砂子沢ダム建設事務所	鹿角郡小坂町小坂字中前田四十四番地の一

第二百三十条及び第二百三十一条 削除

第二章第三節第七十九款及び第八十款を次のように改める。

第七十九款及び第八十款 削除

第二百三十五条から第二百三十九条まで 削除

第二百四十五条の見出しを削り、同条第二項の表中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同表第二号中「学術国際局及び」を削り、「、局」を「、国体・障害者スポーツ大会局」に改め、同号を同表第三号とし、同表第一号を同表第二号とし、同表に第一号として次の一号を加える。

一	知事公室	知事公室	知事の命を受けて、知事公室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
長			

第二百四十五条第二項の表第六号中「総務課総務事務センター」を「総務事務センター」に改め、同表中第五十一号を第五十三号とし、第二十八号から第五十号までを二号ずつ繰り下げ、第二十七号を削り、第二十六号を第二十九号とし、第二十五号を第二十八号とし、同表第二十四号中「、脳血管研究センター、リハビリテーション・精神医療センター、衛生看護学院」を削り、「及び工業技術センター」を「、産業技

術総合研究センター、脳血管研究センター、リハビリテーション・精神医療センター及び衛生看護学院」に改め、同号を同表第二十七号とし、同表中第二十三号を第二十六号とし、第二十二号を第二十五号とし、第二十一号を第二十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十三	工業技術センター 所長	産業技術総合研究センター の工業技術センター	上司の命を受けて、工業技術センターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
二十四	高度技術研究所 所長	産業技術総合研究センター の高度技術研究所	上司の命を受けて、高度技術研究所の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

第二百四十五条第二項の表中第二十号を第二十一号とし、第八号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、同表第七号中「第三号」を「第四号」に、「第十三号」を「第十四号」に改め、同号を同表第八号とし、同表第六号の次に次の一号を加える。

七	室長室	上司の命を受けて、室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
---	-----	---------------------------------

第二百四十五条第二項の表の備考第一号中「第二十四号」を「第二十七号」に改め、同表の備考第五号中「及びセンター」を削り、「規定する課」の下に「及びセンター」を加え、同条第三項の表第一号中「総務部」を「知事公室」に改め、同表第三

号中	部	部長を補佐し、部長に事故があるとき又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。
----	---	---

部	知
---	---

知事公室長を補佐し、知事公室長に事故がある

事 公 室	とき又は知事公室長が欠けたときは、その職務を代理する。
	部長を補佐し、部長に事故があるとき又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。

出納局長を補佐し、出納局長に事故があるとき又は出納局長が欠けたときは、その職務を代理する。

出納局	出納局又は出納局
国体・障害者スポーツ大会局	国体・障害者スポーツ大会局
産業技術総合研究センターの工業技術センター	工業技術センター所長

長を補佐し、出納局長に事故があるとき出納局長が欠けたときは、その職務を代理する。障害者スポーツ大会局長を補佐し、国体者スポーツ大会局長に事故があるとき又は障害者スポーツ大会局長が欠けたときはその職務を代理する。

に、森林技術センター、工業技術セ

術センター所長を補佐し、工業技術センターに事故があるとき又は工業技術センターが欠けたときは、その職務を代理する。

「総務課
総務課分権改革推進室」に改め、同表中第四号を削り、第五号を第四号とし、同表第六号中「総務課」を「総務課」に改め、「財政課」を削り、同号を同表第五号とし、同表中第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九	社会保障 対策監	福祉政策課	上司の命を受けて、医療保険制度、介護保険制度その他の社会保障に関する特に重要な事項の調査、調整等をつかさどる。
---	-------------	-------	---

第二百四十五条第三項の表第十号を次のように改める。

十	水と緑推 進監	農林政策課森 林環境対策室	上司の命を受けて、ふるさとの森と川と海の保全及び創造（森林、河川、海岸等における多様な自然環境を人の活動と調和を図りながら体系的に保全するとともに、健全な生態系及び良好な景観を維持し、及び回復し、県民と自然とが共生できる環境をつくりだすことをいう。）に関する特に重要な事項の調査、調整等をつかさどる。
---	------------	------------------	--

第二百四十五条第三項の表中第四十九号を第五十一号とし、第二十九号から第四十八号までを二号ずつ繰り下げ、同表第二十八号中「総合食品研究所及び」の下に「産業技術総合研究センターの」を加え、同号を同表第三十号とし、同表中第二十七号を第二十九号とし、第二十三号から第二十六号までを二号ずつ繰り下げ、同表第二十二号中「脳血管研究センター」を「産業技術総合研究センターの高度技術研究所、脳血管研究センター」に改め、同号を同表第二十四号とし、同表中第二十一号を第二十三号とし、第十五号から第二十号までを二号ずつ繰り下げ、第十四号を第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

総務課	総合政策課	学術国際政策課	
-----	-------	---------	--

十六	総合調整 主幹	福祉政策課 県民文化政策課 農林政策課 産業経済政策課 建設交通政策課	上司の命を受けて、知事公室内及び部内の職員に係る人事評価に関する調整、健康管理及び倫理の保持並びに危機管理に関する調整等をつかさどる。
----	------------	---	---

第二百四十五条第三項の表中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三	流域防災 監	河川砂防課	上司の命を受けて、河川の流域における水害対策及び土砂災害対策に関する特に重要な事項の調査、調整等をつかさどる。
----	-----------	-------	---

第二百四十五条第三項の表の備考第一号中「、「室」を削り、「前項の表の備考各号」を「それぞれ前項の表の備考第一号から第三号まで及び第五号」に改め、「、「室」を削り、同表の備考第二号中「、「脳血管研究センター」を削り、「工業技術センター」及び高度技術研究所」を「産業技術総合研究センター及び脳血管研究センター」に改め、同表第四項中「第二四四四條の二」を「前条」に改め、同表第五項中「第二項の表の第一号から第四十八号」を「第二項の表第一号から第五十号」に、「第二項の表の第四十九号から第五十一号」を「第二項の表第五十一号から第五十三号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年五月九日から施行する。ただし、第十五条の四第三項の表北秋田地域振興局建設部の項、第十五条の七第三項並びに第十五条の十第一号(二)及び(三)の改正規定、同号に次のように加える改正規定並びに同条第二号及び第三号の改正規定は、同年六月二十日から施行する。

(経過措置)

2 平成十七年五月八日において次の表の上欄に掲げる課又はセンターに勤務を命じられていた職員は、別に人事異動の発令がされないときは、同月九日をもって当該下欄に掲げる課又はセンターに勤務を命じられたものとする。

総務部総務課	知事公室総務課
総務部総務課総務事務センター	出納局総務事務センター
総務部秘書課	知事公室秘書課
総務部情報公開課	知事公室情報公開課
総務部人事課	総務企画部人事課
総務部財政課	総務企画部財政課
総務部税務課	総務企画部税務課
総務部総合防災課	知事公室総合防災課
企画振興部総合政策課	総務企画部総合政策課
企画振興部市町村課	総務企画部市町村課
企画振興部情報企画課	学術国際部情報企画課
企画振興部統計課	学術国際部調査統計課
企画振興部学術国際局学術国際政策課	学術国際部学術国際政策課
企画振興部学術国際局科学技術課	学術国際部科学技術課
企画振興部国体・障害者スポーツ大会 局施設調整課	総務企画部国体・障害者スポーツ大会 局施設調整課
企画振興部国体・障害者スポーツ大会 局施設調整課	総務企画部国体・障害者スポーツ大会 局施設調整課
企画振興部国体・障害者スポーツ大会 局施設調整課	総務企画部国体・障害者スポーツ大会 局施設調整課

生活環境文化部環境政策課	生活環境文化部環境あきた創造課
建設交通部道路建設課	建設交通部道路課
建設交通部道路環境課	
建設交通部河川課	建設交通部河川砂防課
建設交通部砂防課	

- 3 (外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧の期間及び場所を定める規則(平成十一年秋田県規則第十九号)の一部を次のように改正する。
第四条中「総務部総務課」を「知事公室総務課」に改める。
(秋田県公報発行規則の一部改正)
- 4 秋田県公報発行規則(昭和二十九年秋田県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。
第七条第一号中「及びセンター」を削り、「規定する課」の下に「及びセンター」を加える。
(秋田県行政文書管理規則の一部改正)
- 5 秋田県行政文書管理規則(平成十三年秋田県規則第十一号)の一部を次のように改正する。
第二条第二号中「及び」を「並びに」に、「課を」を「課及びセンターを」に改め、同条第四号中「の課」の下に「及びセンター」を加える。
(政治倫理の確立のための秋田県知事の資産等の公開に関する条例施行規則及び知事が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部改正)
- 6 次に掲げる規則の規定中「総務部情報公開課」を「知事公室情報公開課」に改める。
一 政治倫理の確立のための秋田県知事の資産等の公開に関する条例施行規則(平成七年秋田県規則第六十八号)第七条第二項
二 知事が保有する行政文書の公開等に関する規則(昭和六十二年秋田県規則第四十号)第十一条第一項
(秋田県知事の職務を代理する上席の事務吏員を定める規則の一部改正)
- 7 秋田県知事の職務を代理する上席の事務吏員を定める規則(平成九年秋田県規則

第八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「部長」を「知事公室長及び同表第一号に規定する部長」に、「秋田県部制設置条例」を「秋田県部等設置条例」に、「部」を「部等」に改める。

(秋田県日額旅費支給規則の一部改正)

8 秋田県日額旅費支給規則(昭和二十八年秋田県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「又は福岡事務所」を「福岡事務所又は東京産業観光センター」に改める。

別表第三東京事務所の項中

次	長
	二、三〇〇円

を削り、「東京事務所」を「東京産業観光センター」に、「課長」を「企画監、課長」に改める。

(秋田県県税条例施行規則の一部改正)

9 秋田県県税条例施行規則(昭和三十九年秋田県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「総務部税務課」を「総務企画部税務課」に改め、「の各号」を削り、同項第三号中「財産差押」を「財産差押え」に改め、同条第三項中「総務部税務課」を「総務企画部税務課」に改める。

第三条第二項中「総務部税務課」を「総務企画部税務課」に改める。

(秋田県消防関係職員服装規則の一部改正)

10 秋田県消防関係職員服装規則(昭和三十年秋田県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第一条及び別図中「総務部長」を「知事公室長」に、「総務部次長」を「知事公室次長」に改める。

(秋田県八郎潟防潮水門管理条例施行規則の一部改正)

11 秋田県八郎潟防潮水門管理条例施行規則(昭和五十二年秋田県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号を次のように改める。

一 知事公室総合防災課長

(秋田県工業技術センター条例施行規則の一部改正)

12 秋田県工業技術センター条例施行規則(昭和五十七年秋田県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「センター」を「秋田県産業技術総合研究センター」に改める。

様式第一号中「秋田県工業技術センター所長」を「秋田県産業技術総合研究センター所長」に改める。

様式第四号中「秋田県工業技術センター所長」を「秋田県産業技術総合研究センター所長」に、「副所長」を「副所長兼副所長」に改める。

(秋田県高度技術研究所条例施行規則の一部改正)

13 秋田県高度技術研究所条例施行規則(平成四年秋田県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「研究所」を「秋田県産業技術総合研究センター」に改める。

様式第一号及び様式第四号中「秋田県高度技術研究所所長」を「秋田県産業技術総合研究センター所長」に、「副所長」を「副所長兼副所長」に改める。

(秋田県金属鉱業研修技術センター条例施行規則の一部改正)

14 秋田県金属鉱業研修技術センター条例施行規則(平成三年秋田県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「秋田県工業技術センター」を「秋田県産業技術総合研究センター」に改める。

様式第一号中「秋田県工業技術センター所長」を「秋田県産業技術総合研究センター所長」に改める。

(秋田県河川管理規則の一部改正)

15 秋田県河川管理規則(昭和四十年秋田県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「建設交通部河川課」を「建設交通部河川砂防課」に改める。

(秋田県公舎管理規則の一部改正)

16 秋田県公舎管理規則(昭和四十四年秋田県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号及び第四条第二項中「総務部長、企画振興部長」を「総務企画部長、学術国際部長」に改める。

別表総務部長の項中「総務部長」を「総務企画部長」に改め、同表企画振興部長

の項中「企画振興部長」を「学術国際部長」に、

県立大学単身者用	一 県立 あるも
公舎	二 その

県立大学単身者用

一 県立大学に勤
あるもの

の
に
他
公
舎
管
理
者
が
適
当
と
認
め
る
職
員

を

公舎	二 その他公舎管
水産振興センター 世帯用公舎	水産振興センター する親族を有する

務する職員で、単身者で
理者が適当と認める職員
に勤務する職員で、同居
もの

に改め、同表農林水産部長の項を次のように改める。

農林水産部長	仙北平野農村整備 事務所世帯用公舎	仙北地域振興局仙北平野農村整備事務 所に勤務する職員で、同居する親族を 有するもの
--------	----------------------	---

秋田県チーム設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年五月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第六十五号

秋田県チーム設置規則の一部を改正する規則

秋田県チーム設置規則(平成十三年秋田県規則第四十五号)の一部を次のように改
正する。

第二条の表総務課の項中「総務課」を「人事課」に改める。

第四条中「第五条第一項総務課の項第三号」を「第六条人事課の項第十四号」に改
める。

第六条中「第八条県民文化政策課の項第十九号」を「第八条第一項県民文化政策課
の項第十九号」に改める。

附 則

1 この規則は、平成十七年五月九日から施行する。

2 平成十七年五月八日において総務部総務課総務事務ITシステム推進チームに勤
務を命じられていた職員は、別に人事異動の発令がされないときは、同月九日をも

つて総務企画部人事課総務事務ITシステム推進チームに勤務を命じられたものと
する。

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

平成十七年五月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第六十六号

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正
する規則

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき職を定める規則(昭和四十年秋田
県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一号中「技術管理監」の下に「総合調整主幹」を加える。

附 則

この規則は、平成十七年五月九日から施行する。

秋田県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年五月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第六十七号

秋田県財務規則の一部を改正する規則

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「それぞれ」を削り、同項第六号中「及び福岡事務所」を「福岡
事務所及び東京産業観光センター」に改め、同項第十号中「部長が」を「部局長
が」に改め、「警務部長」の下に「人事委員会にあつては人事委員会事務局職員課
長、労働委員会にあつては労働委員会事務局審査調整課長」を加える。

第三条第一項中「学術国際局長及び」、「学術国際局及び」、「これらを」及び
「総務課総務事務センター」を削り、同項第一号の表の備考第一号中「局長共通専
決事項」を「局長専決事項」に改め、同項第二号中「総務部長専決事項」を「総務企
画部長専決事項」に改め、同項第五号(三)中「及び福岡事務所」を「福岡事務所及び
東京産業観光センター」に改め、同項中第九号を削り、第八号を第九号とし、第七号
を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 出納局総務事務センター長専決事項

(一) 集中処理に係る給与、共済費及び旅費(教育委員会及び警察本部に係る給与
及び共済費並びに警察本部に係る旅費を除く。)の支出命令に関すること。

第四条中「総務部長」を「総務企画部長」に改める。

七 出納局総務事務センター長専決事項

(一) 集中処理に係る給与、共済費及び旅費(教育委員会及び警察本部に係る給与
及び共済費並びに警察本部に係る旅費を除く。)の支出命令に関すること。

第四条中「総務部長」を「総務企画部長」に改める。

七 出納局総務事務センター長専決事項

第五条第一号中「総務部長及び」を「総務企画部長及び」に改め、同号の表中「総務部長合議事項」を「総務企画部長合議事項」に改める。

第五条の二第二項中「総務部長」を「総務企画部長」に改める。

第六条第六項中「総務課総務事務センター」を「総務事務センター」に、「総務課総務事務センター長」を「総務事務センター長」に改める。

第七条第四項及び第七条の二中「及び福岡事務所」を「福岡事務所及び東京産業観光センター」に改める。

第八条の二第七項中「、太平洋療育園長、総合生活文化会館長」を削り、「高度技術研究所長」を「産業技術総合研究所センター所長、太平洋療育園長、総合生活文化会館長」に改め、「、太平洋療育園の事務局長、総合生活文化会館の支配人」を削り、「高度技術研究所次長、生涯学習センターの副所長、近代美術館の副館長及び博物館の副館長」を「産業技術総合研究所センター総務企画部長、太平洋療育園事務局長、総合生活文化会館支配人、生涯学習センター副所長、近代美術館副館長及び博物館副館長」に改め、同条第九項中「当該」を「同表の」に改め、同項の表東京事務所、職業能力開発学校、埋蔵文化財センターの項の次に次のように加える。

総合食品研究所	総務管理課長
---------	--------

第八条の二第九項の表総合食品研究所、高度技術研究所の項及び工業技術センターの項を削る。

第八条の三第三項中「太平洋療育園の事務局長、総合食品研究所次長及び高度技術研究所次長」を「総合食品研究所次長及び太平洋療育園事務局長」に改め、「県立大学事務局大潟事務室の総務班長」の下に「、産業技術総合研究所センターの総務班長」を加え、同条第四項の表を次のように改める。

東京事務所総務課長、農業試験場企画管理部長、畜産試験場管理部長、水産振興センター企画管理部長、森林技術センター企画管理部長	総務班長
県立大学事務局本荘事務室の総務班長	県立大学事務局本荘事務室長
県立大学事務局大潟事務室の総務班長	県立大学事務局大潟事務室長
総合食品研究所総務管理課長	総合食品研究所次長

太平洋療育園の総務班長

太平洋療育園事務局長

総合生活文化会館の総務班長

総合生活文化会館支配人

生涯学習センターの総務班長

生涯学習センター副所長

近代美術館の総務班長、博物館の総務班長

副館長

果樹試験場管理部長、職業能力開発校総務課長、埋蔵文化財センター総務課長、総務班長（地域振興局、県立大学事務局本荘事務室、県立大学事務局大潟事務室、太平洋療育園、総合生活文化会館、生涯学習センター、近代美術館及び博物館の総務班長を除く。）

地方公所の長

第十条第一項中「又は会計課長」を「、会計課長又は総務事務センター長」に改め、「の各号」を削り、「、会計課長専決事項」の下に「又は総務事務センター長専決事項」を加え、同項第一号一中「次号」の下に「、第三号」を加え、同項第二号一及び二中「出納執行」の下に「次号及び」を加え、同号四中「こと」の下に「（次号二に掲げるものを除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

三 総務事務センター長専決事項

- (一) 給与（特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和三十一年秋田県条例第三十五号）の規定に基づいて支給する報酬、退職手当及び児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定に基づいて支給する手当を除く。）、共済費（職員共済費に限る。）及び集中処理に係る旅費（警察本部に係る旅費を除く。）に係る出納執行（次項第一号に掲げるものを除く。）に関すること。

- (二) 支出科目（款及び項を除く。）の更正に関すること（一）に掲げる出納執行に関するものに限る。）。

第十条第二項中「会計課」の下に「又は総務事務センター」を加える。

第十一条第五項中「総務課総務事務センター長」を「総務事務センター長」に、「総務課総務事務センター」を「総務事務センター」に、「総務課総務事務センター主幹」を「総務事務センター主幹」に、「総務課総務事務センター副主幹」を「総務事務センター副主幹」に改め、同条第六項中「第十条第二項」を「第十条（出納長事務の専決）第二項」に改め、同条第七項を削り、第八項を第七

項とし、第九項を第八項とし、第十項を第九項とする。
第十二条中「中欄」を「の第三欄」に、「下欄」を「の第四欄」に改め、同条の表出納局の項の前に次のように加える。

総務企画部	税務課長	当該課に属する県税の収納事務
-------	------	----------------

第十二条の表出納局の項中

管財課長	物品(証紙及び始動票札を除く。)の出納保管及び公有財産の記録管理に関する出納長の事務
------	--

管財課長	物品(証紙及び始動票札を除く。)の出納保管及び公有財産の記録管理に関する出納長の事務	当該センターする出納
------	--	------------

に改め、同表総務部の項を削り、同表に次のように加える。

東京産業観光センター	所長	当該事務所に属する出納長の事務(支払を除く。)
------------	----	-------------------------

第十二条の二第一項を削り、同条第二項中「第十条第二項各号」を「第十条(出納長事務の専決)第二項各号」に改め、同項を同条とする。
第十三条第一号の表総務部の項を次のように改める。

総務企画部	税務課 上席主幹、税務課主幹及び税務課副主幹	税務課長の職にある出納員の事務を補助執行する。
-------	------------------------	-------------------------

第十三条第一号の表出納局の項中

管財課 上席主幹、管財課主幹及び管財課副主幹	管財課長
------------------------	------

を

管財課 上席主幹、管財課主幹及び管財課副主幹	管財課長の職にある事務を補助執行する	総務事務センター 上席主幹、総務事務センター主幹及び総務事務センター副主幹	総務事務センター 出納員の事務を
------------------------	--------------------	---------------------------------------	------------------

に改め、同条第二号の表総務部の項を次のように改める。

る出納員の
長の職にあ
補助執行す

総務企画部	税務課に属する課長、上席主幹、主幹及び副主幹以外の職員	上司の命を受けて出納員の事務を補助執行する。
-------	-----------------------------	------------------------

第十三条第二号の表出納局の項中

会計課に属する課長、上席主幹、主幹及び副主幹以外の職員(現業職員を除く。)	上司の命
---------------------------------------	------

会計課に属する課長、上席主幹、主幹及び副主幹以外の職員(現業)	
---------------------------------	--

ちか	報公開課に属する職員のうち 知事が命ずる者			出納長又は 補助執行す に改め、同表中	を受けて出納長又は 事務を補助執行す を
	を	に改め、同条第三号の表中	を	福岡事務所	職員を除く。 総務事務センターに属するセン ター長、上席主幹、主幹及び副主 幹以外の職員 上司の命を受けて 出納員の事務を る。
	知事公室 情報公開課に属する職員のうち 知事が命ずる者	総務部 情報	東京産業観 光センター 所長以外の庶務を担当する職員		
	総務企画部 税務課に属する課長以外の職	税			

員に改める。

第二十條、第二十一條及び第二十三條から第二十五條までの規定中「総務部長」を「総務企画部長」に改める。

第二十六條第一項中「の規定による」を「に規定する」に、「四月五日」を「四月五日」に、「総務部長」を「総務企画部長」に改め、同条第二項中「翌年度」を「翌年度の」に、「総務部長」を「総務企画部長」に改め、同条第三項中「出納長及び総務部長に翌年度」を「翌年度の」に改め、「までに」の下に「出納長及び総務企画部長に」を加える。

第二十七條、第二十八條及び第三十七條第二項中「総務部長」を「総務企画部長」に改める。

第一百七條中「次」の下に「の各号」を加え、同条第三号中「総務課総務事務センター長」を「総務事務センター長」に改め、同条第四号中「企画振興部情報企画課長」を「学術国際部情報企画課長」に改める。

第一百五十二條第一項中「総務部長」を「総務企画部長」に改め、同条第二項中「総務部長」を「総務企画部長」に、「の規定による」を「に規定する」に改める。

第三百四十七條中「工業技術センター」を削る。

第三百九十三條中「総務部長」を「総務企画部長」に改める。

別表第一総務部の項中

総務部	総務部長	知
-----	------	---

事 公 室 知 事 公 室 長 に、「総務事務センター長
総務事務ITシステム推進チーム
リーダー」を「分権改革推進室長」に改め、同表企画振興部の項中

企画振	企画振
-----	-----

興 部 企 画 振 興 部 長 を 総 務 企 画 部 総 務 企 画 部 長

に、「市町村合併支援室長」を「総務事務ITシステム推進チームリーダー」に改め、同項の次に次のように加える。

学術国際部	学術国際部長	各課長
-------	--------	-----

別表第一生活環境文化部の項中「安全・安心まちづくりチームリーダー」を「各室長」に改め、同表産業経済労働部の項中「雇用対策室・安心まちづくりチームリーダー」に改め、同表健康福祉部長の項中「児童相談所」を「精神保健福祉センター、障害者自立訓練センター、児童相談所、児童会館」に改め、「児童会館」及び「衛生科学研究所、精神保健福祉センター、障害者自立訓練センター」を削り、同表生活環境文化部長の項中「環境センター」を削り、同表農林水産部長の項中「農業試験場、果樹試験場、畜産試験場」及び「水産振興センター」

「各課長」を「各室長」に改め、同表出納局の項中「各課長」を「総務事務センター長」に改め、同表人事委員会の項中「人事委員会事務局総務課長」を「人事委員会事務局職員課長」に改め、同表労働委員会の項中「労働委員会事務局審査課長」を「労働委員会事務局審査調整課長」に改める。

別表第二総務部長の項中「総務部長」を「知事公室長」に改め、「東京事務所、自治研修所」を削り、「地域振興局」を「東京事務所」に改め、同項の次に次のように加える。

総務企画部長	地域振興局、自治研修所
--------	-------------

別表第二企画振興部長の項中「企画振興部長」を「学術国際部長」に改め、「秋田県立大学木材高度加工研究所」の下に「衛生科学研究所、環境センター、総合食品研究所、農業試験場、果樹試験場、畜産試験場、水産振興センター、森林技術センター、産業技術総合研究センター」を加え、

樹試験場分場	に改め、同表健康福祉部長の項中「児童相談所」を「精神保健福祉センター、障害者自立訓練センター、児童相談所、児童会館」に改め、「児童会館」及び「衛生科学研究所、精神保健福祉センター、障害者自立訓練センター」を削り、同表生活環境文化部長の項中「環境センター」を削り、同表農林水産部長の項中「農業試験場、果樹試験場、畜産試験場」及び「水産振興センター」
--------	---

に改め、同表健康福祉部長の項中「児童相談所」を「精神保健福祉センター、障害者自立訓練センター、児童相談所、児童会館」に改め、「児童会館」及び「衛生科学研究所、精神保健福祉センター、障害者自立訓練センター」を削り、同表生活環境文化部長の項中「環境センター」を削り、同表農林水産部長の項中「農業試験場、果樹試験場、畜産試験場」及び「水産振興センター」

税務課	地方税法(昭和25年法律第226号)	1 第15条の施行に関する事務
-----	--------------------	-----------------

家畜保健衛生所、総合食品研究所」を削り、「森林技術センター」を「家畜保健衛生所」に改め、同表産業経済労働部長の項中「工業技術センター、高度技術研究所」を「計量検定所」に改め、「福岡事務所」の下に「東京産業観光センター」を加え、「計量検定所」を削り、同表建設交通部長の項中「流域下水道事務所」を削り、「秋田中央道路建設事務所」の下に「流域下水道事務所、砂子沢ダム建設事務所」を加え、「砂子沢ダム建設事務所」を削り、同表教育長の項中「図書館」を「教育事務所出張所」に改め、「青少年交流センター」を削り、「総合教育センター」の下に「図書館、青少年交流センター」を加え、「教育事務所出張所」を削る。

様式第六号中「~~図表~~」を「~~図表~~」に改める。

様式第八号中「~~図表~~」を「~~図表~~」に改め、「~~図表~~」を削る。

様式第五十九号中「~~図表~~」を削る。

様式第二百一十一号(1)中「~~図表~~」を削り、同様式(3)を削る。

様式第二百五十五号中「~~図表~~」を「~~図表~~」に改める。

附 則
この規則は、平成十七年五月九日から施行する。

訓 令

秋田県訓令第十一号
庁 中 一 般
各 地 方 機 関

許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年五月六日
秋田県知事 寺 田 典 城

許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令
許認可等事務処理日数設定規程(昭和四十年秋田県訓令第三号)の一部を次のように改正する。

別表中「~~図表~~」を「~~図表~~(~~第2号~~、~~第5号~~、~~第9号~~)」に改め、同表総務部の項中「~~図表~~」を「~~図表~~」に改め、同表税務課の項を削り、同表企画振興部の項中「~~図表~~」を「~~図表~~」に改め、同部市町村課の項の前に次のように加える。

（1）徴収猶予（第1項、第2項）	地域振興局	7			
（2）徴収猶予の期間の延長（第3項）	地域振興局	7			
2 更正の請求に基づく課税標準等又は税額等の更正（第20条の9の3第3項）	地域振興局	40			
3 第72条の38の2の施行に関する事務					
（1）法人の事業税の徴収猶予（第1項、第6項）	地域振興局	7			
（2）法人の事業税の徴収猶予の期間の延長（第5項（第7項において準用する場合を含む。））	地域振興局	7			
4 たばこ税の納期限の延長（第74条の11第1項）	地域振興局	7			
5 軽油引取税の徴収猶予（第700条の21第1項）	地域振興局	7			
6 軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除（第700条の21の2第1項）	地域振興局	60			
7 第700条の22の施行に関する事務					
（1）軽油を返還した場合の軽油引取税の還付（第1項）	地域振興局	7			
（2）免税軽油以外の軽油の引取り後において当該引取りに係る軽油を免税用途に供した場合の軽油引取税の納入義務の免除又は還付（第4項、第5項）	地域振興局	7			

秋田県条例(昭和29年秋田県条例第24号)	税理士法(昭和26年法律第237号) 地方消費税に係る臨時の税務書類の作成等の許可(第50条第1項)	税 務 課	7					(3) 免税軽油以外の軽油の引取り後において当該引取りに係る軽油を免税用途に供したことの承認(第4項、第5項)	地域振興局	7				
								8 電磁的記録による保存等の承認(第750条第4項(第752条第3項及び第754条において準用する場合を含む。))	地域振興局	90				
								1 災害等による書類の提出等の期限の延長(第24条第1項)	地域振興局	7				
								2 納税管理人の承認(第31条第1項、第48条の2第1項、第64条第1項、第87条第1項、第132条第1項、第145条第1項)	地域振興局	4				
								3 納税管理人の変更の承認(第31条第2項、第48条の2第2項、第64条第2項、第87条第2項、第132条第2項、第145条第2項)	地域振興局	4				
								4 徴収の確保に支障がないことの認定(第31条第3項、第48条の2第3項、第64条第3項、第87条第3項、第132条第3項、第145条第3項)	地域振興局	4				
秋田県条例(昭和29年秋田県条例第24号)	税理士法(昭和26年法律第237号) 地方消費税に係る臨時の税務書類の作成等の許可(第50条第1項)	税 務 課	4					5 法人等の県民税の均等割の減免(第47条第1項)	地域振興局	4				
								6 個人の事業税の減免(第62条第1項)	地域振興局	4				

<p>7 不動産取得税の減額（第73条第1項及び第2項、第76条の2第1項、附則第16条第1項、第3項及び第5項）</p>	<p>地域振興局</p>	<p>7</p>			
<p>8 不動産取得税の徴収猶予（第74条第1項（附則第16条第2項、第4項及び第6項において準用する場合を含む。）、第76条の2第3項、第76条の3第2項（第76条の4第2項、第76条の5第2項、第76条の6第2項、第76条の7第3項、第76条の8第2項及び第76条の9第2項において準用する場合を含む。）、附則第17条、附則第18条第1項）</p>	<p>地域振興局</p>	<p>7</p>			
<p>9 不動産取得税の還付（第76条第1項（第76条の2第4項並びに附則第16条第2項、第4項及び第6項において準用する場合を含む。）、第76条の3第4項（第76条の4第2項、第76条の5第2項、第76条の6第2項、第76条の7第3項、第76条の8第2項及び第76条の9第2項において準用する場合を含む。）、附則第17条）</p>	<p>地域振興局</p>	<p>10</p>			
<p>10 不動産取得税の納税義務の免除（第76条の3第1項、第76条の4第1項、第76条の5第1項、第76条の6第1項、第76条の7第1項及び第2項、第76条の8第1項、第76条の9第1項、附則第17条、附則第18条第2項）</p>	<p>地域振興局</p>	<p>7</p>			
<p>11 不動産取得税の減免（第79条第1項）</p>	<p>地域振興局</p>	<p>4</p>			
<p>12 第94条の施行に関する事務</p>					

(1) ゴルフ場利用税の特別徴収義務者であることを証する証票の交付(第3項)	地域振興局	4			
(2) ゴルフ場利用税の特別徴収義務者であることを証する証票の再交付(第5項)	地域振興局	4			
13 自動車税の課税免除に係る自動車の承認(第124条第4項)	地域振興局	7			
14 自動車販売業者の所有する中古自動車に係る自動車税の減額(第133条の2第1項)	地域振興局	4			
15 身体障害者等に対する自動車税の減免(第134条第1項、第2項)	地域振興局	30			証紙により自動車税を納付すべき者に係るものを除く。
16 災害による自動車税の減免(第135条第1項)	地域振興局	7			証紙により自動車税を納付すべき者に係るものに限る。
17 生活路線を運行する一般乗合用バスに対する自動車税の減免(第136条第1項)	地域振興局	4			
18 代替路線を運行する一般貸切用バスに対する自動車税の減免(第136条の2第1項)	地域振興局	30			

19 身体障害者等の利用に供する自動車に対する自動車税の減免(第136条の3第1項)	地域振興局	4			
20 自動車税に係る証明書の交付(第137条)	地域振興局	1			
21 鉱区税に係る証明書の交付(第147条)	地域振興局	1			
22 第174条の9の施行に関する事務					
(1) 譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除(第1項)	地域振興局	7			
(2) 譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の徴収猶予(第2項)	地域振興局	7			
(3) 譲渡担保財産の取得に係る自動車取得税の還付(第6項)	地域振興局	7			
23 自動車の返還があった場合の自動車取得税の還付又は納税義務の免除(第174条の10第1項)	地域振興局	7			
24 自動車取得税の減免(第174条の11第1項)	地域振興局	7			
25 仮特約業者の指定(第177条第1項)	地域振興局	7			
26 特約業者の指定(第178条第1項)	地域振興局	7			
27 第184条の施行に関する事務					
(1) 軽油引取税の特別徴収義務者として	地域振興局	4			

工業等導入地区等における県税の課税免除に関する条例(昭和59年秋田県条例第3号)	の登録(第3項)						
	(2) 軽油引取税の特別徴収義務者としての登録の消除(第5項)	地域振興局	4				
	28 第184条の2の施行に関する事務						
	(1) 軽油引取税の特別徴収義務者であることを証する証票の交付(第1項)	地域振興局	4				
	(2) 軽油引取税の特別徴収義務者であることを証する証票の再交付(第3項)	地域振興局	4				
	29 第185条の施行に関する事務						
	(1) 免税軽油使用者証の交付(第1項)	地域振興局	2				
	(2) 免税軽油使用者証の書換え(第4項)	地域振興局	2				
	30 免税証の交付(第186条第4項)	地域振興局	2				
	31 製造等の承認(第192条第2項)	地域振興局	7				
	32 狩猟税の免除(第199条第1項)	地域振興局	1				
	1 第2条の施行に関する事務						
	(1) 工業導入地区内における事業税の減額(第1項)	地域振興局	4				
	(2) 工業導入地区内における不動産取得税の課税免除(第2項)	地域振興局	4				
2 第3条の施行に関する事務							

半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(平成元年秋田県条例第8号)	(1) 開発地区内における事業税の減額(第1項)	地域振興局	4				
	(2) 開発地区内における不動産取得税の課税免除(第2項)	地域振興局	4				
	3 第6条の施行に関する事務						
	(1) 土地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予(第1項)	地域振興局	7				
	(2) 土地の取得に対して課する不動産取得税の還付(第2項)	地域振興局	10				
	1 事業税の不均一課税(第2条)	地域振興局	4				
	2 不動産取得税の不均一課税(第3条)	地域振興局	4				
	3 第6条の施行に関する事務						
	(1) 土地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予(第1項)	地域振興局	7				
	(2) 土地の取得に対して課する不動産取得税の還付(第2項)	地域振興局	7				
過疎地域における県税の課税免除に関する条例(平成12年秋田県条例第128号)	1 事業税の減額(第2条第1項)	地域振興局	4				
	2 不動産取得税の課税免除(第3条)	地域振興局	4				
	3 第6条の施行に関する事務						
	(1) 土地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予(第1項)	地域振興局	7				

秋田県産業廃棄物税条例（平成14年秋田県条例第73号）	中心市街地における県税の不均一課税に関する条例（平成14年秋田県条例第1号）	(2) 土地の取得に対して課する不動産取得税の還付（第2項）	地域振興局	7			
			1 不動産取得税の不均一課税（第2条）	地域振興局	4		
			2 第5条の施行に関する事務				
			(1) 土地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予（第1項）	地域振興局	7		
			(2) 土地の取得に対して課する不動産取得税の還付（第2項）	地域振興局	10		
			1 第10条の施行に関する事務				
			(1) 特別徴収義務者であることを証する証票の交付（第4項）	地域振興局	4		
			(2) 特別徴収義務者であることを証する証票の再交付（第6項）	地域振興局	4		
			2 徴収猶予（第11条第1項）	地域振興局	7		
			1 県民税の均等割の課税免除（第2条）	地域振興局	4		
特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例（平成15年秋田県条例第6号）	2 不動産取得税の課税免除（第3条）	地域振興局	4				
	3 自動車取得税の課税免除（第4条）	地域振興局	4				

別表企画振興部学術国際政策課の項を削り、同部の項の次に次のように加える。

学術国際部	学術国際政策課	学校教育法（昭和22年法律第26号）	1 私立専修学校の設置廃止、設置者の変更又は目的の変更の認可（第82条の8第	学術国際政策課	20		私立学校審議会への諮問に要す
-------	---------	--------------------	--	---------	----	--	----------------

							る期間を除く。
	1項)						私立学校審議会 への諮問に要す る期間を除く。
	2 私立各種学校の設置廃止、設置者の変更又は収容定員に係る学則の変更の認可（第83条第2項において準用する第4条第1項）	学術国際政策課	20				私立学校審議会 への諮問に要す る期間を除く。
通知案内業法（昭和24年法律第210号）	1 通知案内業の免許（第3条）	学術国際政策課	14				
	2 通知案内業の免許証の再交付又は書換え（第9条）	学術国際政策課	14				
私立学校法（昭和24年法律第270号）	1 第64条の施行に関する事務						
	(1) 準学校法人の寄附行為の認可（第5項において準用する第31条第1項）	学術国際政策課	20				私立学校審議会 への諮問に要す る期間を除く。
	(2) 準学校法人の寄附行為の補充（第5項において準用する第32条第1項）	学術国際政策課	20				私立学校審議会 への諮問に要す る期間を除く。
	(3) 準学校法人の寄附行為の変更の認可（第5項において準用する第45条第1項）	学術国際政策課	20				私立学校審議会 への諮問に要す る期間を除く。
	(4) 準学校法人の仮理事又は特別代理人の選任（第5項において準用する第49条において準用する民法第56条及び第57条）	学術国際政策課	14				
	(5) 準学校法人の解散の認可又は認定（第5項において準用する第50条第2項）	学術国際政策課	20				私立学校審議会 への諮問に要す る期間を除く。

		(6) 準学校法人の合併の認可(第5項において準用する第52条第2項)	学術国際政策課	20					私立学校審議会への諮問に要する期間を除く。
		2 準学校法人の組織変更の認可(第64条第6項)	学術国際政策課	20					

別表生活環境文化部環境政策課の項中の「環境政策課」を「環境あきた創造課」に改め、同部環境政策課特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の確保等に関する法律の項第一号及び第二号中「(第13条第2項において準用する場合を含む。)」を削り、同項第三号(一)中「第2項」の次に「(第11条第1項、第12項)を加え、同項(2)中「第2項」の次に「(第13条第2項において準用する第10条第1項)を加え、同項(2)中「第2項」の次に「(第13条第2項において準用する第10条第1項)を加え、同項第四号を削り、同課秋田県リサイクル製品の認定及び利用の推進に関する条例の項中「環境政策課」を「環境あきた創造課」に改め、同表農林水産部水産漁港課公有

水面埋立法の項第七号中「第23条」を「第23条第1項」に改め、同課農業経営部の改善及び再建整備に関する特別措置法の項中「再建計画が適当である旨」を「改善計画」に、「第5条第1項」を「第4条第1項」に改め、同課農業経営部の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令の項中「再建計画」を「改善計画」に、「第5条第1項」を「第3条第1項」に改め、同課海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の項の次に次のように加える。

持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)	1 漁場改善計画の認定(第4条第1項)	水産漁港課	14				
	2 漁場改善計画の変更の認定(第5条第1項)	水産漁港課	14				
	3 検査、注射、薬浴又は投薬を行った旨の証明書の交付(第9条の3)	水産漁港課	14				

別表産業経済労働部商工業振興課中小企業の創造的職業活動の支援に関する法律(別表法の項を削り、同課中小企業経営革新支援法の項中「中小企業経営革新支援法」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に改め、同課第一号中「経営革新

事業計画」を「経営革新計画」に、「第4条」を「第9条第1項」に改め、同課第二号中「第5条」を「第10条第1項」に改め、同項の次に次のように加える。

3 中核的支援機関の認定(第26条第1項)	商工業振興課	28					
-----------------------	--------	----	--	--	--	--	--

別表建設交通部都市計画課土地区画整理法の項第八号及び第九号中

7

を 7 地域振興局 3 に改め、同項中第二十号を第二十四号とし、第十号から第十九号までを四号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の四号を加える。

10 土地区画整理事業の施行の認可（第51条の2第1項）	都市計画課	20	地域振興局	7		
11 規程又は事業計画の変更の認可（第51条の10第1項）	都市計画課	20	地域振興局	7		
12 区画整理会社の合併等の認可（第51条の11第1項）	都市計画課	20	地域振興局	7		
13 土地区画整理事業の廃止又は終了の認可（第51条の13第1項）	都市計画課	15	地域振興局	7		

別表建設交通部都市計画課土地区画整理法特別措置法の項中「第31条の2第2項第13号八」を「第31条の2第2項第14号八」と改め、同課秋田県屋外広告物条例の項第四号を次の

と改め、

4 第18条の施行に関する事務						
(1) 屋外広告業の登録（第1項）	地域振興局	10				
(2) 屋外広告業の更新の登録（第3項）	地域振興局	10				

別表建設交通部都市計画課秋田県屋外広告物条例の項に次の二号を加える。

5 屋外広告業の登録の拒否（第18条の4第1項）	地域振興局	10				
6 登録試験機関が行う試験に合格した者等と同等以上の知識を有する者の認定（第18条の9第1項第5号）	地域振興局	10				

別表建設交通部道路建設課の項をとり、同部道路建設課の項中「道路環境課」を「道路課」とし、同部建設課の項中「道路法」の次に「(昭和27年法律第180号)」

を加え、同頁中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

5 道路等と自動車専用道路との連結又は交差の許可(第48条の4第1項)	道 路 課	10	地域振興局	7		
-------------------------------------	-------	----	-------	---	--	--

「第23条」を「第23条第1項」とし、「同部公有水面埋立法施行令」の項中「河川課」を「河川砂防課」とし、「同部水防法の項中」の承認」を「に係る同意等」とし、「第25条」を「第32条第2項」とし、「同部建設課の項の次に次のようにする。

河川砂防課 公有水面埋立法 及び 同部公有水面埋立法の項を併し

地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)	1 地すべり防止工事に関する設計等の承認(第11条第1項)	地域振興局	14			
	2 地すべり防止区域内における行為の許可(第18条第1項)	地域振興局	14			
	3 関連事業計画に係る同意(第24条第3項)	地域振興局	30			
	1 承認事項の変更の承認(第2条第2項)	地域振興局	14			
地すべり等防止法施行細則(昭和33年秋田県規則第44号)	2 許可事項の変更の許可(第3条第2項)	地域振興局	14			
	3 許可期間の更新の許可(第4条第2項)	地域振興局	14			

別表建設交通部河川砂防課河川法の項中「河川課」を「河川砂防課」とし、同部 の項の次に次のようにする。

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)	急傾斜地崩壊危険区域内における行為の許可(第7条第1項)	地域振興局	7			
------------------------------------	------------------------------	-------	---	--	--	--

(3) 景観地区内における建築物の敷地面積に関する特例の許可(第3項第2号)	建築住宅課	55	地域振興局	5	建築審査会への諮問に要する期間を含む。
(4) 景観地区内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定(第5項)	地域振興局	15			

別表建設交通部建築住宅課建築基準法の項中第十八号を第十九号とし、第十五号の次に次の三号を加える。

16 特例容積率適用地区における建築物の容積率に関する特例の指定(第57条の2第1項)	建築住宅課	30	地域振興局	5	
17 特例容積率適用地区における建築物の容積率に関する特例の指定の取消し(第57条の3第1項)	建築住宅課	30	地域振興局	5	
18 特例容積率適用地区における建築物の高さに関する特例の許可(第57条の4第1項ただし書)	建築住宅課	55	地域振興局	5	建築審査会への諮問に要する期間を含む。

別表建設交通部建築住宅課建築基準法の項に次の一号を加える。

36 第86条の8の施行に関する事務					
(1) 既存の一の建築物について行う二以上の工事の全体計画の認定(第1項)	地域振興局	15			
(2) 既存の一の建築物について行う二以上の工事の全体計画の変更の認定(第3項)	地域振興局	15			

別表建設交通部建築住宅課租税特別措置法の項中「第31条の2第2項第14号二」を「第31条の2第2項第15号二」と改め、同表に附録として次の号を加える。

備考 この表において「部局」とは、秋田県部等設置条例(昭和56年秋田県条例第2号)第1条に規定する部等及び秋田県行政組織規則(昭和56年秋田県規則第21号)第4条第1項に規定する出納局をいう。

監 査

この訓令は、平成十七年五月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、附録如号に定める日から施行する。

一 別表総務部の項及び企画振興部の項の改正規定、同項の次に次のように加える改正規定、同表生活環境文化部環境政策課の項の改正規定(同課特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の項第一号、第二号並びに第三号(1)及び(2)の改正規定並びに同項第四号を削る改正規定を除く。)、同表建

設交通部道路建設課の項を削る改正規定、同部道路環境課の項の改正規定、同部河川課の項の改正規定（同課公有水面埋立法の項第七号及び同課水防法の項の改正規定を除く。）、同部河川砂防課河川法の項の改正規定、同課の項に次のように加える改正規定並びに同部砂防課の項を削る改正規定 平成十七年五月九日

二 別表建設交通部建築住宅課建築基準法の項第十二号(1)から(3)までの改正規定、同項第十四号の改正規定（同号を同項第十二号とする部分を除く。）、同項第十五号の次に三号を加える改正規定、同項第三十号(1)、(3)及び(4)の改正規定、同項第三十一号(1)から(3)までの改正規定、同項第三十二号の改正規定（同号を同項第三十四号とする部分を除く。）並びに同項に一号を加える改正規定 建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十七号）の施行の日

三 別表建設交通部建築住宅課建築基準法の項第二十号の次に一号を加える改正規定 景観法（平成十六年法律第一百十号）附則ただし書に規定する日

四 別表建設交通部都市計画課秋田県屋外広告物条例の項第四号の改正規定及び同項に二号を加える改正規定 平成十七年七月一日

五 別表建設交通部河川課水防法の項の改正規定（「〇瀧魁」を「〇瀧の回瀧」に改める部分を除く。） 水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十七号）の施行の日

六 別表農林水産部水産漁港課海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の項の次に次のように加える改正規定（同課持続的養殖生産確保法の項第三号に係る部分に限る。） 水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十六号）の施行の日

七 別表建設交通部都市計画課土地区画整理法の項第二十号を第二十四号とし、第十号から第十九号までを四号ずつ繰り下げ、第九号の次に四号を加える改正規定 民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十四号）の施行の日

秋田県訓令第十二号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

秋田県行政考査規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十七年五月六日

秋田県行政考査規程等の一部を改正する訓令

秋田県知事 寺 田 典 城

（秋田県行政考査規程の一部改正）

第一条 秋田県行政考査規程（昭和五十六年秋田県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「総務部長」を「知事公室長」に改める。

第三条中「総務部長」を「知事公室長」に、「地方機関を含む」を「行政考査の対象となる事項に係る秋田県部等設置条例（昭和五十六年秋田県条例第二号）第一条に規定する部等、秋田県行政組織規則（昭和五十六年秋田県規則第二十一号）第三条第一項に規定する課、同条第二項に規定する局及び課、同規則第四条第一項に規定する出納局、同条第二項に規定する課及びセンター並びに同規則第十五条に規定する地方機関をいう」に、「の日時」を「を実施する日時」に、「行政考査すべき」を「行政考査の対象となる」に改める。

第四条中「総務部長」を「知事公室長」に、「当該部局課」を「当該関係部局課」に改める。

第六条第一項及び第二項並びに第八条中「総務部長」を「知事公室長」に改める。

（秋田県法令審査会規程の一部改正）

第二条 秋田県法令審査会規程（昭和二十四年秋田県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「、臨時審査員」を「及び臨時審査員」に改め、同条第一項中「、総務部長をもつて」を「知事公室長をもつて」に、「庁内部課長」を「本庁の課長又はセンター長以上の職にある職員」に、「又は」を「、又は」に改める。

第六条中「総務部総務課」を「知事公室総務課」に改める。

（官報掲載及び出版物送付規程の一部改正）

第三条 官報掲載及び出版物送付規程（昭和二十五年秋田県訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中、「（市町村に係るものにあつては市町村課）」を削り、「部長及び局長」を「知事公室長、本庁の部長、出納局長及び企業局長」に改める。

様式第六号注2中「部長及び局長」を「知事公室長、本庁の部長、出納局長及び企業局長」に改める。

（秋田県行政文書管理規程の一部改正）

第四条 秋田県行政文書管理規程（平成九年秋田県訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、規則」を「、文書管理規則」に改める。

第二条各号列記以外の部分中「訓令」の下に、「（第三号に掲げる用語にあつては、別表第一を除く。）」を加え、「規則」を「文書管理規則」に改め、同条第二

第五条第二項中「部局長」の下に、「(秋田県行政組織規則(昭和五十六年秋田県規則第二十一号)第二百四十五条第二項の表第一号に規定する知事公室長、同表第二号に規定する部長及び同表第三号に規定する出納局の局長をいう。)」を加える。

(秋田県職員被服貸与規程の一部改正)

第九条 秋田県職員被服貸与規程(昭和四十三年秋田県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「各課室長」を「各課長」に、「総務部長」を「総務企画部長」に改める。

別表第二第三十二号中「工機研室長」を「研機研室長」とし「工機研室長」を「研機研室長」とし「研機研室長」を「研機研室長」とし「研機研室長」を「研機研室長」に改める。

別表第二十八号中「高度技術研究所」を「産業技術総合研究センターの高度技術研究所」に改める。

(徴税吏員等の指定等に関する規程の一部改正)

第十条 徴税吏員等の指定等に関する規程(昭和四十九年秋田県訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「総務部税務課」を「総務企画部税務課」に、「あつては」を「あつては」に改め、「秋田県人事事務取扱規程(昭和四十二年秋田県訓令第四号)第三条に規定する表中一の発令を受けた場合で、」を削り、同条第二項中「当たつては総務部税務課」を「当たつては、総務企画部税務課」に、「ものに」を「者に」に、「あつては」を「あつては」に、「税務課長」を「総務企画部税務課長」に改める。

第二条第一項中「の各号」を削り、「もの」を「者」に改め、同項第二号中「総務部税務課長」を「総務企画部税務課長」に改め、同条第二項中「あたつて」を「ついで」に改め、「おいて、」の下に「同項中」を加え、「「検税吏員」を、「「検税吏員」に改める。

(秋田県電子計算組織管理規程の一部改正)

第十一条 秋田県電子計算組織管理規程(昭和六十年秋田県訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「及び」を「、」同規則第四条第二項に掲げる課及びセンター並びに」に改める。

第三条第一項、第六条、第十四条第二項及び第十七条中「企画振興部長」を「学術国際部長」に改める。

(秋田県職務発明規程の一部改正)

第十二条 秋田県職務発明規程(昭和五十九年秋田県訓令第九号)の一部を次のよう

に改正する。

第五条第三項中「企画振興部学術国際局科学技術課長」を「学術国際部試験研究推進課長」に改める。

第十六条第二項中「企画振興部長」を「学術国際部長」に、「企画振興部学術国際局科学技術課長」を「学術国際部試験研究推進課長」に改める。

第十八条中「企画振興部学術国際局科学技術課」を「学術国際部試験研究推進課」に改める。

(秋田県公用自動車運行管理規程の一部改正)

第十三条 秋田県公用自動車運行管理規程(昭和四十六年秋田県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「課及び」を「課並びに」に、「課」を「課及びセンター」に改める。

第八条第二項中「部(局)長」を「部局長(組織規則第二百四十五条第二項の表第一号に規定する知事公室長、同表第二号に規定する部長、同表第三号に規定する出納局の局長及び同表第四号に規定する地域振興局の局長をいう。)」に改める。

(秋田県庁用自動車管理規程の一部改正)

第十四条 秋田県庁用自動車管理規程(平成九年秋田県訓令第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、室及びセンター」を「及び室」に、「課並びに」を「課及びセンター並びに」に改める。

(秋田県工事検査規程の一部改正)

第十五条 秋田県工事検査規程(昭和五十一年秋田県訓令第八号)の一部を次のように改正する。

第五条中「の各号」を削り、同条第二号中「及び」を「並びに」に、「課を」を「課及びセンターを」に、「課に」を「課及びセンター」に改める。

附則

この訓令は、平成十七年五月九日から施行する。

秋田県訓令第十三号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

秋田県公印取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十七年五月六日

秋田県公印取扱規程の一部を改正する訓令
秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県公印取扱規程(昭和五十六年秋田県訓令第四号)の一部を次のように改正す

る。

第六条第三項中「センター並びに」を削る。
 別表第一県印の項中「総務部総務課長」を「知事公室総務課長」に改める。
 別表第二知事印(一般文書用)の項、知事印(小判用紙の文書用)の項及び知事印(賞状用)の項中「総務部総務課長」を「知事公室総務課長」に改め、同表知事印(危険物取扱者免状用・消防設備士免状用)の項中「総務部総合防災課長」を「知事公室総合防災課長」に改め、同表出納長印の項の次に次のように加える。

知事公室長印	楷書	<table border="1"> <tr> <td>県事 長</td> <td>田 室</td> <td>秋 知 公</td> </tr> </table>	県事 長	田 室	秋 知 公	二四ミリメートル平方	知事公室総務課長
県事 長	田 室	秋 知 公					

別表第二局長印の項を次のように改める。

総務企画部国 体・障害者ス ポーツ大会局 長印	楷書	<table border="1"> <tr> <td>県事 長</td> <td>田 室</td> <td>秋 知 公</td> </tr> </table>	県事 長	田 室	秋 知 公	二四ミリメートル平方	総務企画部国体・障 害者スポーツ大会局 大会総務課長
県事 長	田 室	秋 知 公					

別表第二本庁の課長等印の項中「榎畑、たぐみ」を「たぐみ」に改め、同表その他の印の項中「総務部総務課長」を「知事公室総務課長」に、「総務部
 総務課長」を「総務企画部総務課長」に改め、同表の備考一を削り、同表の備考二中
 「、室及びセンター」を「及び室」に、「並びに」を「及びセンター並びに」に改
 め、同表の備考二を同表の備考一とし、同表の備考三中「、総合生活文化会館生活セ
 ンター所長」を削り、「並びに総合食品研究所醸造試験場長」を「、総合食品研究所
 醸造試験場長並びに総合生活文化会館生活センター所長」に改め、同表の備考三を同
 表の備考二とし、同表の備考中四を三とし、五を四とする。

附 則

この訓令は、平成十七年五月九日から施行する。

秋田県訓令第十四号

庁 中 一 般

秋田県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年五月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

各 地 方 機 関

秋田県事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田県事務決裁規程(昭和五十一年秋田県訓令第七号)の一部を次のように改正す
 る。

第二条第一項第四号中「(同条に規定するセンター及び)」を「、組織規則第四条第
 二項に規定する課及びセンター並びに」に改め、「を含む。以下同じ。」並びに組織
 規則第四条第二項に規定する課」を削り、同項第七号を削り、同項第六号中「、地方
 機関」を「地方機関」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、
 第四号の次に次の一号を加える。

五 部局 秋田県部等設置条例(昭和五十六年秋田県条例第二号)第一条に規定す
 る部等及び組織規則第四条第一項に規定する出納局(以下「部等」という。)並
 びに組織規則第三条第二項に規定する局をいう。

第二条第一項第八号を削り、同項第九号を同項第八号とする。

第三条第三項中「、局長、課長」を「(組織規則第二百四十五条第二項の表第一号
 に規定する知事公室長、同表第二号に規定する部長及び同表第三号に規定する出納局
 の局長をいう。第十条第一項の表地方機関の項並びに別表第五衛生科学研究所の項
 及び脳血管研究センターの項を除き、以下同じ。)、局長(組織規則第二百四十五
 条第二項の表第三号に規定する国体・障害者スポーツ大会局の局長をいう。以下同
 じ。)、課長(センター長を含む。第十条第一項の表地方機関の項及び別表第五地域
 振興局の項を除き、以下同じ。)」に改め、「センター長及び」を削る。

第四条第一項中「に定める」を「の」に改め、同条第三項中「、太平洋療育園、衛生科
 学研究所」を「衛生科学研究所、総合食品研究所、産業技術総合研究センター、太平
 療育園」に、「、総合生活文化会館、総合食品研究所及び高度技術研究所」を「及び
 総合生活文化会館」に、「に定める」を「の」に改める。

第五条中「所掌する」を「主管する」に改める。

第七条の二第一項中「当該本庁の」を「当該」に改め、同条第二項中「班長の」を
 「班長(課に置かれるものに限る。)(の)」に、「当該本庁の」を「当該」に改め、同
 条第三項中「班長の」を「班長(室に置かれるものに限る。)(の)」に改め、同条第四
 項中「試験研究対策監又は技術管理監が」を「社会保障対策監、水と緑推進監、技術
 管理監又は流域防災監が」に、「第一項及び第二項」を「前三項」に、「試験研究対
 策監又は技術管理監」と、「第二項」を「社会保障対策監、水と緑推進監、技術管理監
 又は流域防災監」と、「第二項」に改め、「課長」とあるのは「審査員」の下に「(課
 に置かれるものに限る。)(」を加え、「試験研究対策監又は技術管理監」と、「」を

「社会保障対策監、技術管理監又は流域防災監」と、「」に改め、「部長」との下に、「第三項中「室長」とあるのは「審査員(室に置かれるものに限る。)(又は水と緑推進監」と、「課長」とあるのは、「室長が決裁するものとし、当該班長、審査員又は水と緑推進監及び室長がいずれも不在のときは、課長」とを加え、同条第五項を次のように改める。

5 局長が主管する事務についての第二項の規定の適用については、同項中「部長」とあるのは、「局長(当該局長が不在のときは、部長)」と読み替えるものとする。

第十条第一項の表本庁の項第一号及び第二号中「総務部長」を「知事公室長」に改め、同項第三号中「部に」を「部等に」に、

局長	次長	当該事務を 主管する課 長
----	----	---------------------

に改め、同項第四号中「当該

試験研究対 策監	当該事務を 所掌する班 の班長	試験研究対 策監	当該事務を 所掌する班 の班長
-------------	-----------------------	-------------	-----------------------

当該事務を 主管する課 長	当該事務を 所掌する班 の班長	に改め、同項第五号中「、人事課
---------------------	-----------------------	-----------------

長、財政課長」を削り、「科学技術課長」を「人事課長、市町村課長、試験研究推進課長、福祉政策課長」に改め、「環境整備課長」の下に、「農山村振興課長」を、

「建設管理課長」の下に、「道路課長、河川砂防課長」を加え、同項第七号中「班長」を「当該事務を所掌する班の班長」に改め、同項第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、第十一号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 人事課長	審査員	当該事務を 所掌する班 の班長
--------	-----	-----------------------

第十条第一項の表本庁の項第十二号中「科学技術課長」を「市町村課長、試験研究推進課長、医務薬事課長、環境整備課長、農山村振興課長、流通経済課長、産業経済政策課長、観光課長、建設交通政策課長及び道路課長」に、「試験研究対策監」を「政策監」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十三号中「医務薬事課長」を「福祉政策課長」に、「政策監」を「社会保障対策監」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十四号及び第十五号を削り、同項第十六号中「農地整備課長」の下に「建設管理課長及び検査課長」を加え、同号を同項第十三号とし、同項第十七号中「産業経済政策課長」を「河川砂防課長」に、「政策監」を「流域防災監」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十八号から第二十一号までを削り、同項第二十二号中「室長」の下に、「(総務課分権改革推進室長及び農林政策課森林環境対策室長を除く。)」を加え、同号を同項第十五号とし、同項に次の二号を加える。

十六 総務課分権改革推 進室長	当該事務を 担当する考 査員	班長
十七 農林政策課森林環 境対策室長	水と緑推進 監	当該事務を 所掌する班 の班長

第十条第一項の表地方機関の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第十一号及び第十二号を削り、第十号を第十二号とし、第七号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の三号を加える。

六 総合食品 研究所		所長	次長	食品加工研 究所長	醸造試験場 長	総務管理課 長	所長	工業技術セ ンター 総務企画部 長	工業技術セ ンター 所長	高度技術研 究所長	工業技術セ ンター 次長
		次長	総務管理課 長	所長があら かじめ指定 する職員	所長があら かじめ指定 する職員	所長があら かじめ指定 する職員	総務企画部 長	当該事務を 所掌する班 の班長	工業技術セ ンター 次長	高度技術研 究所副所長	所長があら かじめ指定 する職員

八 太平洋療育 園		高度技術研 究所副所長	所長があら かじめ指定 する職員	事務局長	事務局長 の班長				
事務局長	事務局長 の班長	事務局長	事務局長 の班長	事務局長 の班長	事務局長 の班長	事務局長 の班長	事務局長 の班長	事務局長 の班長	事務局長 の班長

第十三条第一項中「若しくは室」を「センター、室若しくはチーム」に改める。
 別表第二部長専決事項の欄第一号中「部」を「部等」に改め、同欄第十七号中「試験研究対策監」を「社会保険対策監、水と緑推進監、リハビリ及び企業専門監」を「企業専門監及び流域防災監」に改め、同表の欄第一号「室」を「室又は秋田県チーム設置規則第2条に規定するチームに」「室を」を「室又はチームを」に改め、同表の備考2中「掲げる事項」の次に「（同欄第17号から第22号までに掲げる事項にあつては、同表に係るものを除く。）」を加え、「当該同の」を削る。
 別表第五太平洋療育園の項及び脳血管研究センターの項から総合生活文化会館の項までを削り、同表高度技術研究所の項を次のように改める。

産業技術総合研 究センター	所長	1 職員配置及び事務分担に関するこ と。 2 所長、総務企画部長、工業技術センタ ー所長及び高度技術研究所長（以下産業 技術総合研究所センターの項において「所 長等」という。）の海外出張及び復命に 関すること。 3 所長等の出張及び復命に関するこ と。 4 所長等の休暇及び職務免除に関するこ と。
------------------	----	---

	<p>と。</p> <ol style="list-style-type: none"> 5 所長等の欠勤に関する事。 6 所長等の事務引継に関する事。 7 所長等の管理職員特別勤務手当の支給の対象となる勤務の確認に関する事。 8 研究開発及びその成果の普及に関する企画及び総合調整に関する事。 9 所掌事務に係る前各号に類する事項 10 所掌事務に係る他の専決権者の専決事項に属さない事項 		<ol style="list-style-type: none"> 12 所長等以外の職員（班長以外の班の職員を除く。）の時間外勤務、休日勤務及び特殊勤務の命令に関する事。 13 所長等以外の職員の欠勤に関する事。 14 所長等以外の職員の事務引継に関する事。 15 扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の支給の確認、決定等に関する事。 16 児童手当の受給資格及び額の認定等に関する事。 17 所長等以外の職員の管理職員特別勤務手当の支給の対象となる勤務の確認に関する事。 18 臨時的任用職員の任免並びに部分休業の承認及び取消しに関する事。 19 職員等の旅費に関する条例第41条の規定による旅費の調整に関する事。 20 所掌事務に係る前各号に類する事項
<p>総務企画部長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 所掌事務に係る照会、回答、通知、依頼、協議等に関する事。 2 所掌事務に係る申請、届出、報告、進達、副申等に関する事。 3 所掌事務に係る決定、認定、承認等に関する事。 4 所掌事務に係る聴聞及び弁明の機会の付与に関する事。 5 所掌事務に係る指導、指示、措置、調査、検査等に関する事。 6 所掌事務に係る講習会、講演会、説明会等の開催に関する事。 7 所掌事務に係る備付帳票の調整並びに縦覧及び閲覧に関する事。 8 所掌事務に係る事実の証明及び謄本、抄本等の交付に関する事。 9 所長等以外の職員の海外出張及び復命に関する事。 10 所長等以外の職員（班長以外の班の職員を除く。）の出張及び復命に関する事。 11 所長等以外の職員の休暇及び職務免除（班長以外の班の職員の年次休暇を除く。）に関する事。 	<p>工業技術センター所長 高度技術研究所 所長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 所掌事務に係る重要な照会、回答、通知、依頼、協議等に関する事。 2 所掌事務に係る重要な申請、届出、報告、進達、副申等に関する事。 3 所掌事務に係る決定、認定、承認等に関する事。 4 所掌事務に係る聴聞及び弁明の機会の付与に関する事。 5 所掌事務に係る指導、指示、措置、調査、検査等に関する事。 6 所掌事務に係る重要な講習会、講演会、説明会等の開催に関する事。 7 所掌事務に係る備付帳票の調整並びに縦覧及び閲覧に関する事。

	<p>8 所掌事務に係る重要な事実の証明及び 謄本、抄本等の交付に関する事 9 所掌事務に係る前各号に類する事項</p>	<p>連、副申等に関する事 3 所掌事務に係る決定、認定、承認等に 関すること。 4 所掌事務に係る聴聞及び弁明の機会の 付与に関する事 5 所掌事務に係る指導、指示、措置、調 査、検査等に関する事 6 所掌事務に係る講習会、講演会、説明 会等の開催に関する事 7 所掌事務に係る備付帳票の調整並びに 縦覧及び閲覧に関する事 8 所掌事務に係る事実の証明及び謄本、 抄本等の交付に関する事 9 職員（単純労務職員を除く。）の配置 及び事務分担に関する事 10 職員（園長を含む。第12号及び第14号 から第16号までにおいて同じ。）の海外 出張及び復命に関する事 11 園長、事務局長、医長及び総看護師長 （以下この項において「園長等」とい う。）の出張及び復命に関する事 12 職員の休暇及び職務免除（園長等以外 の職員の年次休暇を除く。）に関するこ と。 13 園長等の時間外勤務、休日勤務及び特 殊勤務の命令に関する事 14 職員の欠勤に関する事 15 職員の事務引継に関する事 16 職員の管理職員特別勤務手当の支給の 対象となる勤務の確認に関する事 17 所掌事務に係る前各号に類する事項 18 所掌事務に係る他の専決権者の専決事 項に属さない事項</p>
<p>工業技術センタ 一次長 高度技術研究所 副所長</p>	<p>1 所掌事務に係る軽易な照会、回答、通 知、依頼、協議等に関する事 2 所掌事務に係る軽易な申請、届出、報 告、進達、副申等に関する事 3 所掌事務に係る軽易な講習会、講演 会、説明会等の開催に関する事 4 所掌事務に係る軽易な事実の証明及び 謄本、抄本等の交付に関する事 5 所掌事務に係る前各号に類する事項</p>	
<p>班長</p>	<p>1 所掌事務に係る特に軽易な照会、回 答、通知、依頼、協議等に関する事 2 所掌事務に係る特に軽易な申請、届 出、報告、進達、副申等に関する事 3 所掌事務に係る特に軽易な講習会、講 演会、説明会等の開催に関する事 4 所掌事務に係る特に軽易な事実の証明 及び謄本、抄本等の交付に関する事 5 所属の職員の出張及び復命に関するこ と。 6 所属の職員の年次休暇に関する事 7 所属の職員の時間外勤務、休日勤務及 び特殊勤務の命令に関する事</p>	
<p>園長</p>	<p>1 所掌事務に係る照会、回答、通知、依 頼、協議等に関する事（事務局長及び 班長の専決に係る事項を除く。次号、第 6号及び第8号において同じ。） 2 所掌事務に係る申請、届出、報告、進</p>	<p>事務局長</p> <p>1 所掌事務に係る軽易な照会、回答、通</p>

児童福祉法の施行規則第

太平洋療育園

	<p>1 所掌事務に係る照会、回答、通知、依 頼、協議等に関する事（事務局長及び 班長の専決に係る事項を除く。次号、第 6号及び第8号において同じ。） 2 所掌事務に係る申請、届出、報告、進</p>
--	---

	<p>知、依頼、協議等に関すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 所掌事務に係る輕易な申請、届出、報告、進達、副申等に関すること。 3 所掌事務に係る輕易な講習会、講演会、説明会等の開催に関すること。 4 所掌事務に係る輕易な事実の証明及び謄本、抄本等の交付に関すること。 5 単純労務職員の配置及び事務分担任に関すること。 6 所属の班長の出張及び復命に関すること。 7 所属の班長の年次休暇に関すること。 8 所属の班長の時間外勤務、休日勤務、宿日直勤務及び特殊勤務の命令に関すること。 9 扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の支給の確認、決定等に関すること。 10 児童手当の受給資格及び額の認定等に関すること。 11 臨時的任用職員の任免並びに部分休業の承認及び取消しに関すること。 12 職員等の旅費に関する条例第41条の規定による旅費の調整に関すること。 13 所用自動車の使用に関すること。 14 所掌事務に係る前各号に類する事項
<p>班長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 所掌事務に係る特に輕易な照会、回答、通知、依頼、協議等に関すること。 2 所掌事務に係る特に輕易な申請、届出、報告、進達、副申等に関すること。 3 所掌事務に係る特に輕易な講習会、講演会、説明会等の開催に関すること。 4 所掌事務に係る特に輕易な事実の証明及び謄本、抄本等の交付に関すること。 5 所属の職員の出張及び復命に関すること。 6 所属の職員の年次休暇に関すること。 7 所属の職員の時間外勤務、休日勤務、宿日直勤務及び特殊勤務の命令に関すること。
<p>医長 総看護師長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 所属の職員の出張及び復命に関すること。 2 所属の職員の年次休暇に関すること。 3 所属の職員の時間外勤務、休日勤務、宿日直勤務及び特殊勤務の命令に関すること。
<p>脳血管研究センター</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員（事務部職員及び単純労務職員を除く。）の配置及び事務分担任に関すること。 2 所長、副所長、事務部長、研究局長及び病院長（以下脳血管研究センターの項において「所長等」という。）の海外出張及び復命に関すること。 3 所長等の出張及び復命に関すること。 4 所長等の休暇及び職務免除に関すること。 5 所長等の欠勤に関すること。 6 所長等並びに事務部次長、副研究局長及び副病院長（以下脳血管研究センターの項において「事務部次長等」という。）並びに研究局及び病院の部長の事務引継に関すること。 7 所長等の管理職員特別勤務手当の支給の対象となる勤務の確認に関すること。 8 所掌事務に係る前各号に類する事項 9 所掌事務に係る他の専決権者の専決事

	<p>項に属さない事項</p>	
<p>事務部長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 所掌事務に係る重要な照会、回答、通知、依頼、協議等に関する事。 2 所掌事務に係る重要な申請、届出、報告、進達、副申等に関する事。 3 所掌事務に係る決定、認定、承認等に関する事。 4 所掌事務に係る聴聞及び弁明の機会の付与に関する事。 5 所掌事務に係る指導、指示、措置、調査、検査等に関する事。 6 所掌事務に係る重要な講習会、講演会、説明会等の開催に関する事。 7 所掌事務に係る備付帳票の調整並びに縦覧及び閲覧に関する事。 8 所掌事務に係る重要な事実の証明及び謄本、抄本等の交付に関する事。 9 所属の職員及び単純労務職員の配置及び事務分担に関する事。 10 事務部次長等の海外出張及び復命に関する事。 11 事務部次長等の出張及び復命に関する事。 12 事務部次長等の休暇及び職務免除に関する事。 13 所長等以外の職員の欠勤に関する事。 14 所長等以外の職員の管理職員特別勤務手当の支給の対象となる勤務の確認に関する事。 15 所掌事務に係る前各号に類する事項 	<ol style="list-style-type: none"> 2 所掌事務に係る申請、届出、報告、進達、副申等に関する事。 3 所掌事務に係る決定、認定、承認等に関する事。 4 所掌事務に係る聴聞及び弁明の機会の付与に関する事。 5 所掌事務に係る指導、指示、措置、調査、検査等に関する事。 6 所掌事務に係る講習会、講演会、説明会等の開催に関する事。 7 所掌事務に係る備付帳票の調整並びに縦覧及び閲覧に関する事。 8 所掌事務に係る事実の証明及び謄本、抄本等の交付に関する事。 9 所属の職員（副研究局長及び副病院長を除く。）の海外出張及び復命に関する事。 10 所属の部長、科長、薬局長及び総看護師長（以下この項において「部長等」という。）の出張及び復命に関する事。 11 所属の職員（副研究局長及び副病院長を除く。）の休暇及び職務免除（部長等以外の職員の年次休暇を除く。）に関する事。 12 所属の部長等の時間外勤務、休日勤務、宿日直勤務及び特殊勤務の命令に関する事。 13 所管する機械、器具等の院外における使用に関する事。 14 所属の職員（副研究局長、副病院長並びに研究局及び病院の部長を除く。）の事務引継に関する事。 15 所掌事務に係る前各号に類する事項
<p>研究局長 病院長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 所掌事務に係る照会、回答、通知、依頼、協議等に関する事。 	<p>事務部次長</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 所掌事務に係る軽易な照会、回答、通

	<p>知、依頼、協議等に関すること。</p> <p>2 所掌事務に係る輕易な申請、届出、報告、進達、副申等に関すること。</p> <p>3 所掌事務に係る輕易な講習会、講演会、説明会等の開催に関すること。</p> <p>4 所掌事務に係る輕易な事実の証明及び謄本、抄本等の交付に関すること。</p> <p>5 事務部職員の海外出張及び復命に関すること。</p> <p>6 事務部の班長の出張及び復命に関すること。</p> <p>7 事務部職員の休暇及び職務免除（班長以外の職員の年次休暇を除く。）に関すること。</p> <p>8 事務部職員の事務引継に関すること。</p> <p>9 事務部の班長の時間外勤務、休日勤務、宿日直勤務及び特殊勤務の命令に関すること。</p> <p>10 扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の支給の確認、決定等に関すること。</p> <p>11 児童手当の受給資格及び額の認定等に関すること。</p> <p>12 臨時的任用職員の任免並びに部分休業の承認及び取消しに関すること。</p> <p>13 公舎への入舎の承認に関すること。</p> <p>14 職員等の旅費に関する条例第4条の規定による旅費の調整に関すること。</p> <p>15 所用自動車の使用に関すること。</p> <p>16 所掌事務に係る前各号に類する事項</p>																	
<p>部長 科長 薬局長</p>	<p>1 所属の職員の出張及び復命に関すること。</p> <p>2 所属の職員の年次休暇に関すること。</p>																	

<p>事務部長</p>	<p>項に属さない事項</p>	<p>定等に関する事 17 児童手当の受給資格及び額の認定等に関する事。 18 所長等以外の職員の管理職員特別勤務手当の支給の対象となる勤務の確認に関する事。 19 臨時的任用職員の任免並びに部分休業の承認及び取消しに関する事。 20 公舎への入舎の承認に関する事。 21 職員等の旅費に関する条例第41条の規定による旅費の調整に関する事。 22 所用自動車の使用に関する事。 23 所掌事務に係る前各号に類する事項</p>
<p>1 所掌事務に係る照会、回答、通知、依頼、協議等に関する事。 2 所掌事務に係る申請、届出、報告、進達、副申等に関する事。 3 所掌事務に係る決定、認定、承認等に関する事。 4 所掌事務に係る聴聞及び弁明の機会の付与に関する事。 5 所掌事務に係る指導、指示、措置、調査、検査等に関する事。 6 所掌事務に係る講習会、講演会、説明会等の開催に関する事。 7 所掌事務に係る備付帳票の調整並びに縦覧及び閲覧に関する事。 8 所掌事務に係る事実の証明及び謄本、抄本等の交付に関する事。 9 所属の職員及び単純労務職員の配置及び事務分担に関する事。 10 所属の職員の海外出張及び復命に関する事。 11 所属の班長の出張及び復命に関する事。 12 所属の職員の休暇及び職務免除（班長以外の職員の年次休暇を除く。）に関する事。 13 所長等以外の職員の欠勤に関する事。 14 所属の職員の事務引継に関する事。 15 所属の班長の時間外勤務、休日勤務、宿日直勤務及び特殊勤務の命令に関する事。 16 扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の支給の確認、決</p>	<p>医療部長</p> <p>1 所掌事務に係る照会、回答、通知、依頼、協議等に関する事。 2 所掌事務に係る申請、届出、報告、進達、副申等に関する事。 3 所掌事務に係る決定、認定、承認等に関する事。 4 所掌事務に係る聴聞及び弁明の機会の付与に関する事。 5 所掌事務に係る指導、指示、措置、調査、検査等に関する事。 6 所掌事務に係る講習会、講演会、説明会等の開催に関する事。 7 所掌事務に係る備付帳票の調整並びに縦覧及び閲覧に関する事。 8 所掌事務に係る事実の証明及び謄本、抄本等の交付に関する事。 9 所属の職員（医療部次長を除く。以下この項において同じ。）の海外出張及び復命に関する事。 10 所属の科長、薬局長及び総看護師長（以下この項において「科長等」とい</p>	

		<p>う。)の出張及び復命に関する事項。</p> <ol style="list-style-type: none"> 11 所属の職員の休暇及び職務免除(科長等以外の職員の年次休暇を除く。)に関する事項。 12 所属の科長等の時間外勤務、休日勤務、宿日直勤務及び特殊勤務の命令に関する事項。 13 所管する機械、器具等の所外における使用に関する事項。 14 所属の職員の事務引継に関する事項。 15 所掌事務に係る前各号に類する事項。 	
衛生看護学院	学院長	<p>科長 薬局長 総看護師長</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 所属の職員の出張及び復命に関する事項。 2 所属の職員の年次休暇に関する事項。 3 所属の職員の時間外勤務、休日勤務、宿日直勤務及び特殊勤務の命令に関する事項。 	
	班長	<ol style="list-style-type: none"> 1 所掌事務に係る特に軽易な照会、回答、通知、依頼、協議等に関する事項。 2 所掌事務に係る特に軽易な申請、届出、報告、進達、副申等に関する事項。 3 所掌事務に係る特に軽易な講習会、講演会、説明会等の開催に関する事項。 4 所掌事務に係る特に軽易な事実の証明及び謄本、抄本等の交付に関する事項。 5 所属の職員の出張及び復命に関する事項。 6 所属の職員の年次休暇に関する事項。 7 所属の職員の時間外勤務、休日勤務、宿日直勤務及び特殊勤務の命令に関する事項。 	
		<ol style="list-style-type: none"> 1 所掌事務に係る重要な照会、回答、通知、依頼、協議等に関する事項。 	
		<ol style="list-style-type: none"> 1 所掌事務に係る重要な申請、届出、報告、進達、副申等に関する事項。 2 所掌事務に係る重要な決定、認定、承認等に関する事項。 3 所掌事務に係る重要な講習会、講演会、説明会等の開催に関する事項。 4 所掌事務に係る重要な備付帳票の調整並びに縦覧及び閲覧に関する事項。 5 所掌事務に係る重要な指し、措置、調査、検査等に関する事項。 6 所掌事務に係る重要な講習会、講演会、説明会等の開催に関する事項。 7 所掌事務に係る重要な事実の証明及び謄本、抄本等の交付に関する事項。 8 職員(学院長を含む。第11号、第13号、第15号及び第18号において同じ。)の海外出張及び復命に関する事項。 9 学院長、副学院長、事務長及び教務部長(以下この項において「学院長等」という。)の出張及び復命に関する事項。 10 職員の休暇及び職務免除(学院長等以外の職員の年次休暇を除く。)に関する事項。 11 学院長等の時間外勤務、休日勤務、宿日直勤務及び特殊勤務の命令に関する事項。 12 職員の配置及び事務分担に関する事項。 13 職員の欠勤に関する事項。 14 職員の事務引継に関する事項。 15 扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の支給の確認、決定等に関する事項。 16 児童手当の支給資格及び額の認定等に関する事項。 	

	<p>関すること。</p> <p>18 職員の管理職員特別勤務手当の支給の対象となる勤務の確認に關すること。</p> <p>19 臨時的任用職員の任免並びに部分休業の承認及び取消しに關すること。</p> <p>20 職員等の旅費に關する条例第41条の規定による旅費の調整に關すること。</p> <p>21 所掌事務に係る前各号に類する事項</p> <p>22 所掌事務に係る他の専決権者の専決事項に属さない事項</p>
<p>事務長</p>	<p>1 教務部の所掌事務以外の事務に係る軽易な照会、回答、通知、依頼、協議等に關すること。</p> <p>2 教務部の所掌事務以外の事務に係る軽易な申請、届出、報告、進達、副申等に關すること。</p> <p>3 教務部の所掌事務以外の事務に係る軽易な講習会、講演会、説明会等の開催に關すること。</p> <p>4 教務部の所掌事務以外の事務に係る軽易な事実の証明及び謄本、抄本等の交付に關すること。</p> <p>5 副学院長及び教務部の職員以外の職員の出張及び復命に關すること。</p> <p>6 副学院長及び教務部の職員以外の職員の年次休暇に關すること。</p> <p>7 副学院長及び教務部の職員以外の職員の時間外勤務、休日勤務、宿日直勤務及び特殊勤務の命令に關すること。</p> <p>8 前各号に類する事項</p>
<p>教務部長</p>	<p>1 所掌事務に係る軽易な照会、回答、通知、依頼、協議等に關すること。</p> <p>2 所掌事務に係る軽易な申請、届出、報</p>
<p>総合生活文化会館</p>	<p>告、進達、副申等に關すること。</p> <p>3 所掌事務に係る軽易な講習会、講演会、説明会等の開催に關すること。</p> <p>4 所掌事務に係る軽易な事実の証明及び謄本、抄本等の交付に關すること。</p> <p>5 所属の職員の出張及び復命に關すること。</p> <p>6 所属の職員の年次休暇に關すること。</p> <p>7 所属の職員の時間外勤務、休日勤務、宿日直勤務及び特殊勤務の命令に關すること。</p> <p>8 所掌事務に係る前各号に類する事項</p>
<p>館長</p>	<p>1 所掌事務に係る照会、回答、通知、依頼、協議等に關すること（生活センター所長の専決に係る事項を除く。次号から第8号までにおいて同じ。）。</p> <p>2 所掌事務に係る申請、届出、報告、進達、副申等に關すること。</p> <p>3 所掌事務に係る決定、認定、承認等に關すること。</p> <p>4 所掌事務に係る職間及び弁明の機会の付与に關すること。</p> <p>5 所掌事務に係る指導、指示、措置、調査、検査等に關すること。</p> <p>6 所掌事務に係る講習会、講演会、説明会等の開催に關すること。</p> <p>7 所掌事務に係る備付帳票の調整並びに縦覧及び閲覧に關すること。</p> <p>8 所掌事務に係る事実の証明及び謄本、抄本等の交付に關すること。</p> <p>9 職員の配置及び事務分担に關すること。</p> <p>10 職員（館長を含む。第12号及び第14号において同じ。）の海外出張及び復命に</p>

	<p>関すること。</p> <p>11 館長、生活センター所長、支配人及び班長（以下この項において「館長等」という。）の出張及び復命に関する事。</p> <p>12 職員の休暇及び職務免除（館長等以外の職員の年次休暇を除く。）に関する事。</p> <p>13 館長等の時間外勤務、休日勤務、宿日直勤務及び特殊勤務の命令に関する事。</p> <p>14 職員の欠勤に関する事。</p> <p>15 館長等及び班長以外の班の職員の事務引継に関する事。</p> <p>16 扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の支給の確認、決定等に関する事。</p> <p>17 児童手当の支給資格及び額の認定等に関する事。</p> <p>18 館長等及び班長以外の班の職員の管理職員特別勤務手当の支給の対象となる勤務の確認に関する事。</p> <p>19 臨時的任用職員の任免並びに部分休業の承認及び取消しに関する事。</p> <p>20 職員等の旅費に関する条例第41条の規定による旅費の調整に関する事。</p> <p>21 所掌事務に係る前各号に類する事項</p> <p>22 所掌事務に係る他の専決権者の専決事項に属さない事項</p>		
<p>生活センター所長</p>	<p>1 所掌事務に係る照会、回答、通知、依頼、協議等に関する事。</p> <p>2 所掌事務に係る申請、届出、報告、進達、副申等に関する事。</p> <p>3 所掌事務に係る決定、認定、承認等に関する事。</p>	<p>班長</p>	<p>4 所掌事務に係る聴聞及び弁明の機会の付与に関する事。</p> <p>5 所掌事務に係る指導、指示、措置、調査、検査等に関する事。</p> <p>6 所掌事務に係る講習会、講演会、説明会等の開催に関する事。</p> <p>7 所掌事務に係る備付帳票の調整並びに縦覧及び閲覧に関する事。</p> <p>8 所掌事務に係る事実の証明及び謄本、抄本等の交付に関する事。</p> <p>9 所属の職員の出張及び復命に関する事。</p> <p>10 所属の職員の年次休暇に関する事。</p> <p>11 所属の職員の時間外勤務、休日勤務、宿日直勤務及び特殊勤務の命令に関する事。</p> <p>12 所属の職員の事務引継に関する事。</p> <p>13 所属の職員の管理職員特別勤務手当の支給の対象となる勤務の確認に関する事。</p> <p>14 所掌事務に係る前各号に類する事項</p>

こと。

附 則

この訓令は、平成十七年五月九日から施行する。

秋田県訓令第十五号

庁 中 一 般
労 働 委 員 会

秋田県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年五月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

秋田県労働委員会事務局処務規程（昭和三十年秋田県訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「分課」を「組織」に、「第四条」を「第三条」に、「第五条 第八条」を「第四条 第七条」に、「第九条・第十条」を「第八条・第九条」に、「第十一条」を「第十条」に改める。

「第一章 分課、事務分掌及び職」を「第一章 組織、事務分掌及び職」に改める。

第一条第一項中「次の課」を「審査調整課」に改め、「審査課」を削り、同条調整課

第二項中「前項に規定する課」を「審査調整課」に改める。

第二条中「審査課において」を「審査調整課」に改め、同条第五号中「規程類」を「規則等」に改め、同条第十一号中「あつせん員候補者」を「あつせん員候補者」に改め、同条第十二号中「検査（臨検を含む）」を「立入検査」に改め、同条第二十三号中「行う」を「行うため」に改め、同条第二十四号を次のように改める。

二十四 労働争議の実情調査に関すること。

第二条に次の六号を加える。

二十五 労働争議（地方公営企業等の労働関係に関する法律による争議を含む。）のあつせん、調停及び仲裁に関すること。

二十六 個別労働関係紛争のあつせんに関すること。

二十七 前二号の事務を行うために必要な情報の収集及び整理に関すること。

二十八 労働関係調整法第三十七条第一項の規定に基づく通知の受理及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十二条の四第二項の規定による中央労働委員会への報告に関すること。

二十九 調停委員会に関すること。
三十 仲裁委員会に関すること。
第三十条を削る。

第四条第一項中「次長」を削り、同条を第三条とする。

第五条第一項中「（以下「局長」といふ。）」を削り、「部下」を「所属」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、課長がその職務を代理する。

第二章中第五条を第四条とする。

第六条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項から第八項までを一項ずつ繰り上げ、同条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

第六条 事務局における知事の権限に属する事務のうち知事の決裁を要する事項は、高度な判断を要する事項並びに異例に属する事項及び先例となる事項のうち重要な事項とする。

2 事務局における知事の権限に属する事務のうち副知事、事務局長、課長及び班長の専決する事項は、秋田県事務決裁規程（昭和五十一年秋田県訓令第七号）別表第二に定めるところによる。この場合において、同表中「~~林~~」とあり、及び同表部長専決事項の欄第一号中「~~岩~~」とあるのは「~~岩~~」と、同表副知事専決事項の欄中「~~岩~~」とあるのは「~~岩~~」と、同表部長専決事項の欄中「~~岩~~」とあるのは「~~岩~~」とする。

3 前二項に規定するもののほか、事務局における知事の権限に属する事務については、秋田県事務決裁規程第七条の二第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「本庁」とあるのは「事務局」と、同項中「部長」とあるのは「事務局長」と読み替えるものとする。

第七条を次のように改める。

第七条 知事が不在のときは、その決裁する事項について副知事が代決し、副知事も不在のときは事務局長が代決するものとする。

2 副知事が不在のときは、その専決する事項について事務局長が代決するものとする。

3 事務局長が不在のときは、その専決する事項について課長が代決するものとする。

4 課長が不在のときは、その専決する事項について当該事項に係る事務を所掌する班の班長が代決するものとする。

第八条を削り、第三章中第九条を第八条とし、第十条を第九条とし、第四章中第十条を第十条とする。

別表中「第九条」を「第八条」に改め、同表秋田県労働委員会事務局審査課長印の項を削り、同表秋田県労働委員会事務局調整課長印の項を次のように改める。

秋田県労働委員会事務局 審査調整課長印	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">秋田県労働委員会事務局 審査課</td> <td style="text-align: center;"> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">田 委 務 調</td> <td style="text-align: center;">県 員 局 整 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">秋 勞 会 審 課</td> <td style="text-align: center;">二 一 三 ミ リ メ ー ト ル 平 方</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	秋田県労働委員会事務局 審査課	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">田 委 務 調</td> <td style="text-align: center;">県 員 局 整 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">秋 勞 会 審 課</td> <td style="text-align: center;">二 一 三 ミ リ メ ー ト ル 平 方</td> </tr> </table>	田 委 務 調	県 員 局 整 長	秋 勞 会 審 課	二 一 三 ミ リ メ ー ト ル 平 方
秋田県労働委員会事務局 審査課	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">田 委 務 調</td> <td style="text-align: center;">県 員 局 整 長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">秋 勞 会 審 課</td> <td style="text-align: center;">二 一 三 ミ リ メ ー ト ル 平 方</td> </tr> </table>	田 委 務 調	県 員 局 整 長	秋 勞 会 審 課	二 一 三 ミ リ メ ー ト ル 平 方		
田 委 務 調	県 員 局 整 長						
秋 勞 会 審 課	二 一 三 ミ リ メ ー ト ル 平 方						

附 則

- 1 この訓令は、平成十七年五月九日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成十七年五月八日において秋田県労働委員会事務局の審査課又は調整課に勤務を命じられていた職員は、別に人事異動の発令がされないときは、同月九日をもって秋田県労働委員会事務局審査調整課に勤務を命じられたものとする。
(秋田県人事事務取扱規程の一部改正)
- 3 秋田県人事事務取扱規程(昭和四十二年秋田県訓令第四号)の一部を次のように改正する。
第二条第一号中「課を」を「審査調整課を」に改め、同条第三号中「第五条第一項」を「第四条第一項」に改める。

秋田県、秋田県議会、秋田県監査委員、
秋田県人事委員会、秋田海区漁業調整委
員会訓令

秋 田 県 監 査 委 員 会、秋田県議 会、
秋田県労働 委員会、秋田県人事 委員会、訓令第一号
秋田海区漁業調整委員会

庁 中 一 般
各 地 方 機 関
事 務 局 一 般

秋田県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年五月六日

秋田県知事 寺 田 典 城
秋田県議会議長 鈴 木 洋 一
秋田県代表監査委員 山 田 昭 郎
秋田県人事委員会委員長 加 賀 谷 殷
秋田海区漁業調整委員会会長 加 藤 和 夫

秋田県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令
秋田県職員安全衛生管理規程(昭和五十五年秋田県、秋田県議会、秋田県監査委員、秋田県人事委員会、秋田海区漁業調整委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

- 1 第二条第一号中「常時」を削り、同条第二号中「課及び」を「課並びに」に、「課を」を「課及びセンターを」に改める。
- 2 第六条中「総務部長」を「総務企画部長」に改める。
- 3 第八条中「総務部次長」を「総務企画部次長」に改める。
- 4 第九条第二項中「総務部人事課長」を「総務企画部人事課長」に改める。
- 5 第四十四条中「総務部人事課」を「総務企画部人事課」に改め、「並びに北秋田郡比内町及び田代町」を削る。

附 則

この訓令は、平成十七年五月九日から施行する。ただし、第四十四条の改正規定(「並びに北秋田郡比内町及び田代町」を削る部分に限る。)は、同年六月二十日から施行する。

公 営 企 業 管 理 規 程

秋田県企業局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成十七年五月六日

秋田県公営企業管理者職務代理者
秋田県企業局長 大 嶋 直 樹

秋田県公営企業管理規程第十一号
秋田県企業局組織規程の一部を改正する規程
秋田県企業局組織規程(昭和三十七年秋田県公営企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項の表中第九号を第十号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四	総合調整 主幹	総務課	上司の命を受けて、局内の職員に係る人事評価に関する調整、健康管理及び倫理の保持並びに危機管理に関する調整等をつかさどる。
---	------------	-----	--

第二十条第三項中「第十九条」を「前条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成十七年五月九日から施行する。
(秋田県企業局企業職員給与規程の一部改正)
- 2 秋田県企業局企業職員給与規程(昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。
別表第六中「上席主幹」を「総合調整主幹、上席主幹」に改める。
(秋田県企業局企業職員服務規程の一部改正)
- 3 秋田県企業局企業職員服務規程(昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第十六号)の一部を次のように改正する。
第十六条第二項中「かわらず、」の下に「総合調整主幹又は」を加える。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄